

令和元年度（平成30年度事業実施分）

足立区区民評価委員会報告書

（抜粋版）

本資料は、報告書の抜粋版となります。個別事業の調書や巻末資料を省略しているため、ページが連続していない箇所があります。

令和元年 9 月

足立区区民評価委員会

報 告 に あ た っ て

足立区区民評価委員会(以下「委員会」という。)の目的は、区の実施した事業や施策を区民目線から客観的に評価し、次年度以降の施策や区政経営に反映させることで、より良い足立の実現を目指すことである。平成28年10月に策定された足立区基本構想では、区民や民間企業、非政府・非営利組織や大学といった様々な主体と区政との協創により、活力ある足立を実現することが目指すべき将来像として掲げられた。今年の委員会の評価活動では、事業目標の達成度や事業の効率性といった従来の観点に加えて、協創の推進という視点も意識しながら評価を行った。

委員会の評価対象とする事業は、足立区民が「より安心安全で幸福な暮らし」を営む上で優先度の高い政策である「重点プロジェクト」と、事業に課題の見られる「一般事務事業」である。重点プロジェクトの評価では、昨年度の評価結果の反映度合い、事業目標の達成度、及び事業の方向性が議論された。一般事務事業の評価では、主に事業の手法やその効率性を評価した。全体会で評価方針の確認を行った後、4つの分科会に分かれ、ヒアリングや現地視察により事業への理解を深めた。各分科会での合議により評価をまとめ、2度の全体会における審議を経て、ここに報告書をまとめた。

次頁の図は、今年度の評価結果の概要である。各分科会の重点プロジェクトの全体評価の平均点はすべての分科会で昨年度以上の評価という良好な結果となった。個別の事業では、反映結果や達成状況に課題のある事業もあったが、前年度からの改善がみられ、全体評価の向上へ貢献した。一般事務事業の評価でも、予算計上の精度向上や事業内容のさらなる周知方法の工夫の必要性が指摘されたが、実施自体の見直しを求めるほどの強い課題のある事業はなかった。

分科会からの提言では、区の実施する事業内容の周知や広報の工夫、所管内での勉強会や情報共有による事業間連携の推進、町会や自治会の加入率上昇のための若者や外国人へのさらなる働きかけ、区民評価のヒアリングにおけるプレゼンテーションの工夫と対応の改善などがあげられた。

区政と多様な主体との間の、協働を超えた協創を推進する上では、それぞれの主体的な参画が不可欠であり、事業内容の「質」「効果」を十分に精査することで、「協創」が望ましい分野も明確になることが期待される。それらの分野では協創の視点からみた活動指標や成果指標に基づく評価を行うことも有効であろう。また、子どもや親、地域住民の企画段階からの主体的な参画や、区外から集まる多様な人材も協創人材として積極的に取り込んでゆけば、足立区らしい先駆的な試みとなるであろう。委員会活動を通じたPDCAサイクルを協創力で積極的に向上させ、様々な課題を「足立区総ぐるみ」で乗り越えてゆくことを期待する。

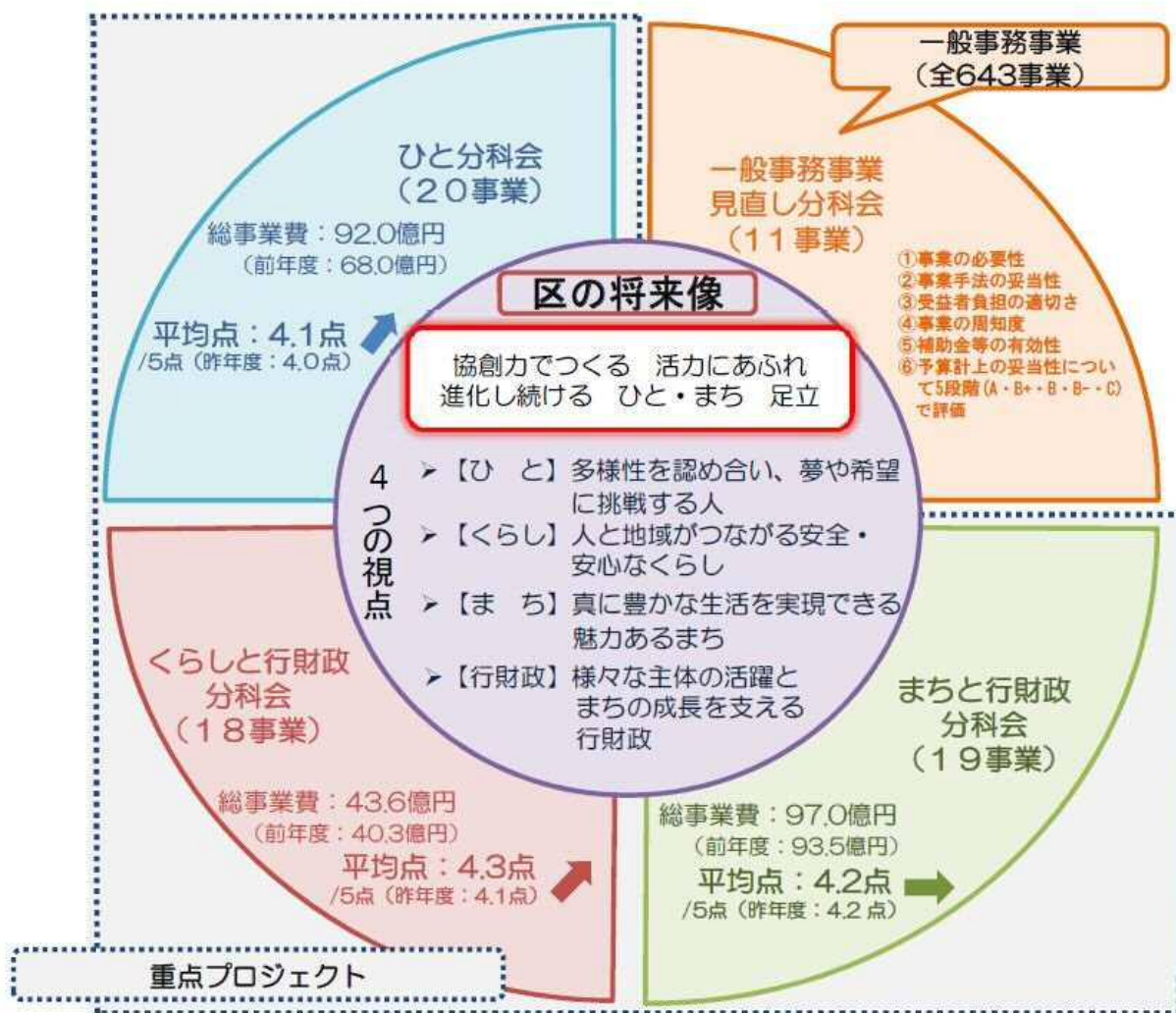
最後に、記録的な猛暑の中、長期間にわたる評価作業にご尽力頂いた委員会のメンバー、区役所関係職員の皆様及び評価活動を支えてくださった政策経営課・財政課職員に対して、深く感謝する。

令和元年 9 月

足立区区民評価委員会

会 長 田 中 隆 一

令和元年度（平成 30 年度実施分）区民評価の結果概要図



目 次

I 足立区区民評価委員会の概要

第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

- 1 委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 委員会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 評価の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 評価活動の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 行政評価の概要

- 1 令和元年度の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い・・・・・・・・・・4

II 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 評価の対象・視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 評価の項目及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1) 評価の項目
 - (2) 評価の基準

第2章 令和元年度の評価結果

- 1 「5段階評価」の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (1) 「①反映結果に対する評価」の結果
 - (2) 「②目標・成果の達成状況への評価」の結果
 - (3) 「③今後の事業の方向性への評価」の結果
 - (4) 「全体評価」の結果
- 2 重点プロジェクト事業全般にわたる評価・・・・・・・・・・・・・9
 - (1) 投入コストについて
 - (2) 成果指標の達成率について

第3章 各分科会の評価結果

- 1 「ひと」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 「くらしと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 「まちと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第4章 個別評価調書(重点プロジェクト事業)・・・・・・・・・・・・・34

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 一般事務事業の区民評価 149
- 2 評価に用いた資料等 150
- 3 評価の項目及び基準 150
- 4 評価結果の集約 150

第2章 分科会の評価結果

- 1 総括意見 153
- 2 視点別評価結果 154
 - (1) 事業の必要性
 - (2) 事業手法の妥当性
 - (3) 受益者負担の適切さ
 - (4) 事業の周知度
 - (5) 補助金等の有効性
 - (6) 予算計上の妥当性

第3章 個別評価調書(一般事務事業) 158

資 料 182

- 1 足立区区民評価委員会委員名簿 資料1
- 2 足立区区民評価委員会条例 資料2
- 3 足立区区民評価委員会条例施行規則 資料3
- 4 足立区行政評価マニュアル 資料4
- 5 令和元年度重点プロジェクト事業体系一覧 資料5
- 6 令和元年度重点プロジェクト事業ラインナップの変更点 資料6
- 7 用語解説 資料7

I 足立区区民評価委員会の概要

第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

1 委員会の役割

本委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の視点からの評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働と区政経営の改革・改善を推進することを目的としている。

2 委員会の構成

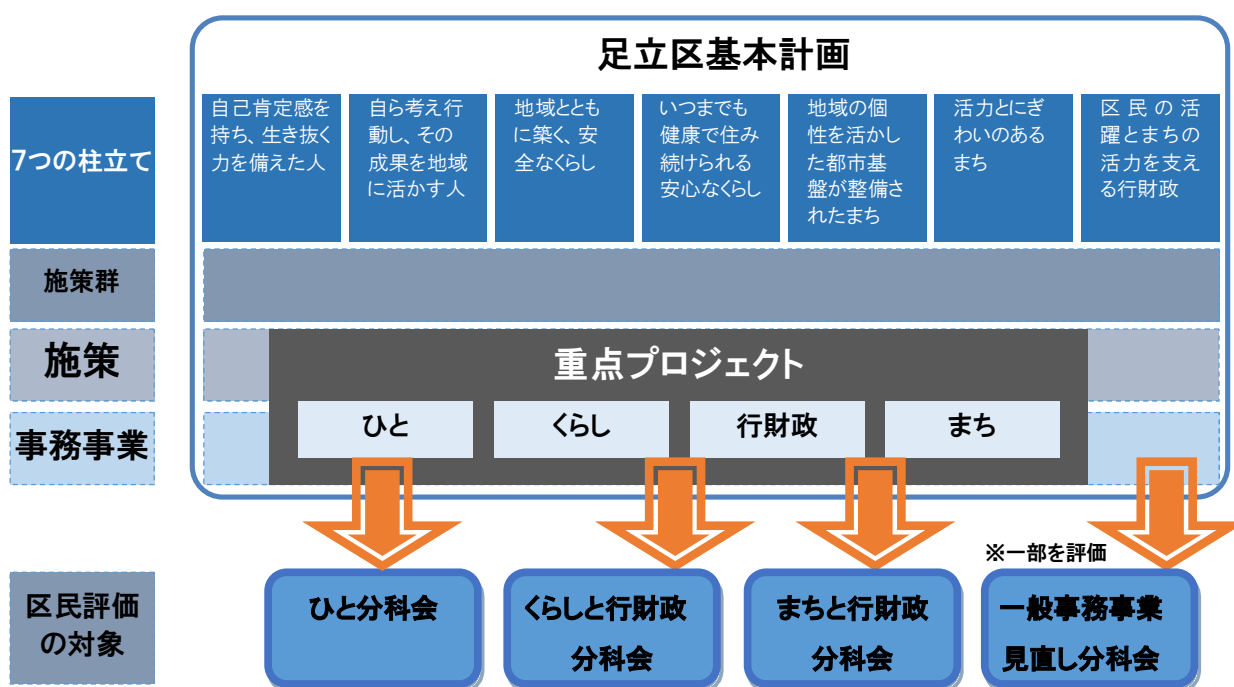
本委員会は、学識経験者委員 5 名、区民からの公募委員 12 名の合計 17 名で構成されている。公募委員の性別・年代構成は、以下のとおりである。

○性別：男性 4 名、女性 8 名

○年代別：20 歳代 1 名、30 歳代 4 名、40 歳代 2 名、50 歳代 2 名、60 歳代 1 名、70 歳代 2 名

3 評価の体制

重点プロジェクト事業は、平成 29 年度から新たにスタートした基本計画に組み込まれ、施策体系である 4 つの視点（ひと 暮らし まち 行財政）及び 7 つの柱立てに基づき、体系的な見直しが図られた。本委員会は評価活動を効率的に行うため、この体系に合わせて 3 つの分科会（「ひと」「暮らしと行財政」「まちと行財政」）と、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の評価を実施する分科会（「一般事務事業見直し」）の、計 4 つの分科会を設置した。



第2章 評価活動の経過

本委員会は平成 17 年度に設置され、今年度が 15 回目の評価活動であった。

平成 31 年 4 月 16 日の第 1 回区民評価委員会全体会以降、分科会を含めて、延べ 32 回の会議を開催した。

【活動経過】

回	日 程	会 議 名	議 題 等
1	H31. 4. 16	第 1 回区民評価委員会全体会	○新委員への委嘱状交付 ○評価委員会の進め方について等
2 ～ 30	R1. 6. 4 ～ R1. 8. 6	区民評価 ◆各分科会事前討議 ◆各分科会ヒアリング ◆各分科会評価作業 ※◆各分科会の活動回数 ・ひと 7 回 ・くらしと行財政 7 回 ・まちと行財政 7 回 ・一般事務事業見直し 8 回	○分科会評価の進め方について ○ヒアリング時の質問項目等の検討 ○所管課への質疑・応答の形でヒアリングを実施 ○事業評価検討 1 重点プロジェクト事業 ・反映結果 (5 段階) ・達成状況 (5 段階) ・方向性 (5 段階) ・総合評価 (5 段階 (0.5 含む)) 2 一般事務事業 ・項目別評価 (6 項目、5 段階)
31	R1. 8. 21	第 2 回区民評価委員会全体会	○各分科会評価の報告・検討 ○区民評価委員会報告書の内容検討
32	R1. 8. 27	第 3 回区民評価委員会全体会	○区民評価委員会報告書の内容検討

第3章 行政評価の概要

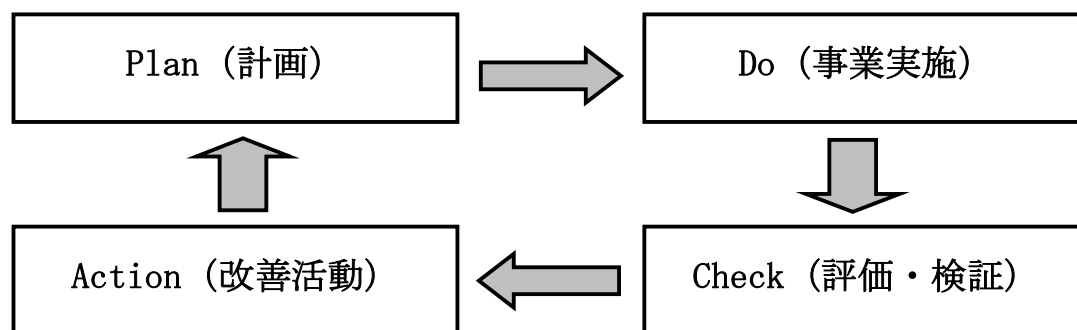
1 令和元年度の評価

足立区では、行政評価を「行政活動を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や事業改善へと反映させる一連の作業」と定義づけている。また、その目的として、「区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる」「成果重視の区政への転換を進めるとともに、基本計画の進捗管理を行う」「PDCAのマネジメントサイクル(*p. 203参照)を確立し、戦略的な区政経営を行う」「職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める」の4つを掲げている。本委員会は、これらの内容を踏まえ、区長からの諮問により、平成30年度実施の「重点プロジェクト事業」(資料編 資料5及び6参照)及び指定された一般事務事業(p. 149参照)を対象に評価を行った(注)。

本報告書に示す評価内容は、区民等で組織された委員会の率直かつ重要な意見であり、区はその真意を十分にくみ取り、令和元年度後半の事業執行及び令和2年度以降の事業計画において、具体的な対応を図られたい。

(注) 平成21年度までの評価は「施策」が対象となっていた。

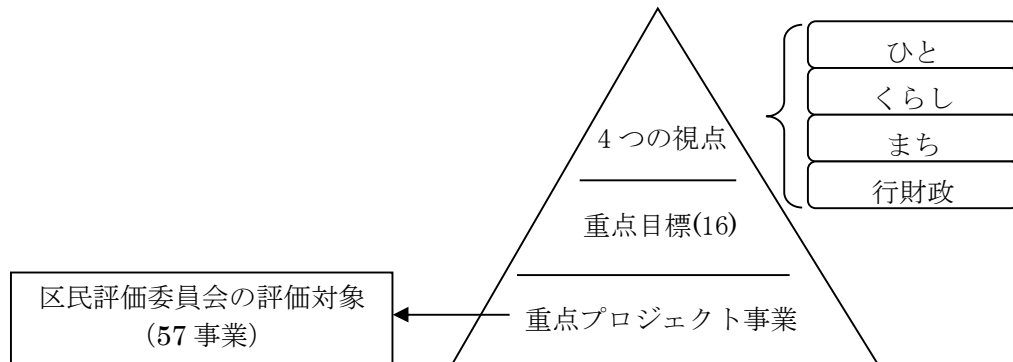
【PDCAのマネジメントサイクル】



【評価対象別の評価体制】

評価対象	各部評価	庁内評価委員会	区民評価委員会
重点プロジェクト事業	○	○	○
施策	○		
一般事務事業	○	全事業の1/3を評価対象とし、その中から14事業をヒアリング	庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から11事業を選定

【重点プロジェクトの体系と評価対象】



2 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い

重点プロジェクト事業と一般事務事業では、その評価の視点に違いがある。

重点プロジェクト事業の評価は、「成果目標に対する達成度の評価」を中心に行い、それを踏まえ、今後の方向性を探ることを目的としている。

一般事務事業の評価は、過去と現在（前年度決算と今年度予算）を踏まえ、予算計上に無駄がないか、効率的手法が担保されているか等、事業予算に対する評価とともに、事業そのものの効果や意義についての評価を実施している。

このため、評価の手法、項目及び基準については、それぞれの評価ごとに設定している。

重点プロジェクト事業評価と一般事務事業評価では、一見、異なるミッションに思われるが、行政の多種多様な事務事業の評価を推進し、行政評価制度の成果を挙げていくためには、各々の充実を図ることが重要である。

Ⅱ 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

1 評価の対象・視点

本委員会の「ひと」「くらしと行財政」「まちと行財政」の各分科会では、重点プロジェクト事業を対象として達成状況の検証、達成に向けた改善方法、新たな課題、昨年度に提言した内容の反映結果などの視点により事業を評価した。

評価対象となる重点プロジェクト事業は、その進捗状況や区を取り巻く環境の変化に即応するため、毎年度ラインナップの見直しを実施している。令和元年度は、事業統合により1事業が減少したが、新規で1事業が追加となったため、評価対象事業数は昨年度と同じ57事業であった。

評価にあたっては、分科会ごとに事業所管課に対するヒアリングを実施するとともに、各事業の重点目標への貢献度などにも留意し、詳細な検討を行った。

2 評価の項目及び基準

重点プロジェクト事業の評価の項目及び評価の基準は、以下のとおりである。

(1) 評価の項目

①反映結果に対する評価	②目標・成果の達成状況への評価	③今後の事業の方向性への評価
・昨年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか 注：提言が反映されていない場合は、十分な説明があるかどうかに注視する。	・投入資源に対して、成果が十分に出ているか 注：目標値の設定が妥当であるかどうか注視する。	・現状の事業の方向性が妥当であるか ・重点目標に対して、達成の手法が適切に選択されているか

(2) 評価の基準

昨年度（平成 30 年度）から、より適切な評価につなげるため、全体評価のみ「0.5」刻みの評価点を追加した。

評点	①反映結果	②目標・成果の達成状況	③今後の事業の方向性	全体評価
5	評価（提言）以上に反映した。 （反映率：120%程度）	優れた取組みが多く、十分な成果が出ている。	事業の方向性も手法も適切であり、積極的に推進すべきである。	5
4	評価（提言）を積極的に反映した。 （反映率：90%程度）	優れた取組みがいくつかあり、成果が出ている。	事業の方向性も手法の選択も概ね適切である。	4.5
				4
				3.5
3	評価（提言）をある程度反映した。 （反映率：60%程度）	いくつかの取組みにより、成果は概ね出ているが、さらなる努力が必要である。	事業の方向性は概ね適切であるが、手法の選択にやや課題がある。	3
				2.5
				2
2	評価（提言）の反映が消極的である。 （反映率：30%程度）	いくつかの取組みにおいて課題があり、成果があまり出ていない。改善が必要である。	事業の方向性に多少課題があり、選択されている手法も相当程度見直す必要がある。	1.5
				1

第 2 章 令和元年度の評価結果

1 「5段階評価」の結果

令和元年度の重点プロジェクト事業における5段階評価の平均点は、以下のとおりである。

【重点プロジェクト事業の5段階評価平均点数】（「5点」が最高）

評価項目	平成 30 年度 （平成 29 年度実施分 57 事業）	令和元年度 （平成 30 年度実施分 57 事業）
① 反映結果に対する評価	4.25	➡ 4.29
② 目標・成果の達成状況への評価	3.88	➡ 4.02
③ 今後の事業の方向性への評価	4.04	➡ 4.05
全 体 評 価	4.11	➡ 4.18

(1) 「① 反映結果に対する評価」の結果

反映結果に対する評価は、「昨年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか」という視点から評価した。

この中で、評価を上げたものが 12 事業、評価を下げたものが 5 事業あり、昨年度と比較し 0.04 ポイント増加した。

※「反映結果に対する評価」は、新規事業（No.7 育英資金事業）については評価できないため、評価対象事業数は 57 ではなく 56 である。

(2) 「② 目標・成果の達成状況への評価」の結果

目標・成果に対する評価は、「投入コストに対して、事業の成果が十分に出ているか」という視点から評価した。

この中で、評価を上げたものが 19 事業、評価を下げたものが 9 事業あり、昨年度と比較し 0.14 ポイント増加した。

(3) 「③ 今後の事業の方向性への評価」の結果

今後の事業の方向性への評価は、「現状の事業の方向性が妥当であるか」、「目標達成の手段が適切に選択されているか」という視点から評価した。

この中で、評価を上げたものが 12 事業、評価を下げたものが 12 事業あり、昨年度と比較し 0.01 ポイント増加した。

(4) 「全体評価」の結果

全体評価は、「① 反映結果に対する評価」「② 目標・成果の達成状況への評価」「③ 今後の事業の方向性への評価」を勘案しながら、事業全体を総合的に評価した。

この中で、評価を上げたものが 18 事業、評価を下げたものが 11 事業あり、昨年度と比較して 0.07 ポイント増加した。

なお、視点別の各事業における評価は、「Ⅱ 第 3 章 各分科会の評価結果（p.11 参照）」に委ね、改善に対する各所管課での取り組みを引き続き求めていく。

【評価項目別 各分科会の平均点数の比較】

		平成30年度 (平成29年度実施 57事業)	令和元年度 (平成30年度実施 57事業)	昨年度 との差
①反映結果	ひと	3.94	4.21	0.27 ↗
	くらし	4.55	4.36	-0.19 ↘
	まち	4.25	4.38	0.13 ↗
	行財政	4.44	4.20	-0.24 ↘
②達成状況	ひと	3.85	3.80	-0.05 ↘
	くらし	4.00	4.07	0.07 ↗
	まち	3.62	4.23	0.61 ↗
	行財政	4.10	4.10	0 →
③方向性	ひと	3.80	4.00	0.2 ↗
	くらし	4.07	4.07	0 →
	まち	4.15	4.00	-0.15 ↘
	行財政	4.30	4.20	-0.1 ↘
全体評価	ひと	3.95	4.08	0.13 ↗
	くらし	4.25	4.29	0.04 ↗
	まち	4.04	4.15	0.11 ↗
	行財政	4.30	4.30	0 →

【5段階評価の分布状況（事業数）】

※評点以外の数値は事業数。（ ）内は昨年度。

評点	5	4	3	2	1
反映結果	22 (17)	29 (26)	4 (5)	1 (0)	0 (0)
達成状況	14 (9)	31 (33)	11 (14)	1 (1)	0 (0)
方向性	10 (15)	40 (31)	7 (9)	0 (2)	0 (0)

評点	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1
全体評価	6 (9)	21 (15)	21 (19)	6 (9)	3 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

2 重点プロジェクト事業全般にわたる評価

(1) 投入コストについて

今年度評価した重点プロジェクトの総事業費（評価調書の投入コスト合計）は、約 232 億円であり、昨年度と比較すると約 31 億円増加している。

主な増要因としては、事業費を拡充したもの（No. 12 待機児童解消の推進（重点目標②））や、新たに評価対象に加わったもの（No. 7 育英資金事業（重点目標①））がある。

なお、事業コストについては、個別の事業に対して評価を行っており、詳細は p. 34 からの個別評価調書を参照されたい。今後も、積極的に費用対効果の自己評価・検証を行い、事業の効率化と区民への説明責任を果たしてもらいたい。

【平成 30 年度 重点目標別の総事業費】（単位：千円）

視点	重点目標	29総事業費 (決算額)	30総事業費 (決算額)	昨年度比
ひと	①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	1,696,742	2,038,938	↗
	②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	5,005,146	7,044,744	↗
	③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	76,521	89,776	↗
	④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する	24,320	23,836	↘
くらし	⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する	848,045	906,176	↗
	⑥環境負荷が少ないくらしを実現する	1,141,177	1,187,384	↗
	⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	1,678,559	1,856,176	↗
	⑧健康寿命の延伸を実現する	141,683	162,091	↗
まち	⑨災害に強いまちをつくる	1,796,290	1,549,977	↘
	⑩便利で快適な道路・交通網をつくる	1,074,001	1,450,531	↗
	⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める	3,956,032	4,082,823	↗
	⑫地域経済の活性化を進める	548,148	468,735	↘
行政 財政	⑬多様な主体による協働・協創を進める	216,182	244,409	↗
	⑭戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う	396,053	400,147	↗
	⑮区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす	67,887	77,090	↗
	⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う	1,513,873	1,672,160	↗
合 計		20,180,659	23,254,993	↗

(2) 成果指標の達成率について

重点プロジェクト事業の成果を測る成果指標（各事業所管課において設定）の平成 30 年度目標値に対する達成率は 89.4%である（達成率 100%以上の指標は 100%として計算）。昨年度 90.4%と比べ 1.0 ポイント減となったが、高い水準を維持し、各事業所管課の取組み成果として一定の評価ができる。ただし、達成率が 70%未満の指標も未だ存在しており、引き続き目標達成に向けた活動に取り組んでほしい。

指標については、昨年度も本委員会において課題があるとの指摘をしたが、今回の重点プロジェクト事業体系の見直しの中で、指標の変更や追加などの工夫が見られ、継続的に改善されている。また、補助資料の提出時の工夫や積極的な提供、事前質問を経たヒアリングは、指標を理解するための貴重な機会となっている。

しかしながら、目標値の妥当性については、本年度の事業に反映されていなかった事業が一部に見受けられた。今後も目標値の妥当性について庁内調整を図り、区民が事業の成果を実感しやすい指標・目標値の設定に引き続き努めていただきたい。

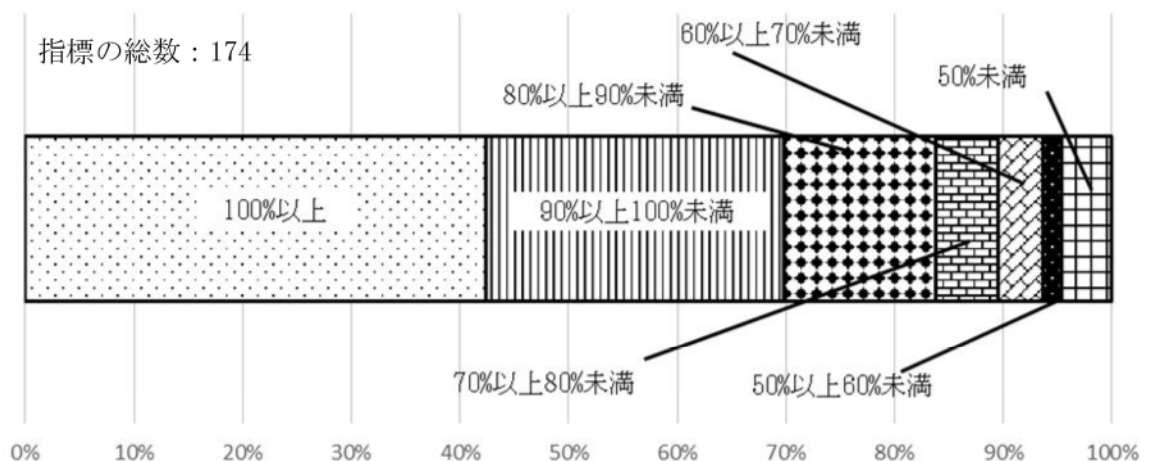
【平成 30 年度実績 重点プロジェクト事業 達成率毎の成果指標数】（ ）は昨年度

達成率	指標数	比 率
100%以上	73 (73)	42% (45%)
90%以上100%未満	48 (43)	28% (27%)
80%以上90%未満	24 (23)	14% (14%)
70%以上80%未満	11 (6)	6% (4%)
60%以上70%未満	7 (6)	4% (4%)
50%以上60%未満	3 (5)	2% (3%)
50%未満	8 (5)	5% (3%)
合 計	174 (161)	100%

※ 1 事業につき複数の成果指標を設定しているため、指標数と事業数とは同一にはならない。

※ 比率は、四捨五入しているため、その合計値が必ずしも 100 にはならない。

【平成 30 年度実績 重点プロジェクト事業 成果指標の達成率の割合】



第3章 各分科会の評価結果

重点プロジェクトについては、評価活動を効率的に行うために、「ひと」「くらしと行財政」「まちと行財政」の3つの分科会に分かれて評価活動を実施した。各分科会の評価結果は、以下のとおりである。

1 「ひと」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年比	ページ
ひと	1 幼児教育推進事業・家庭教育推進事務	4	3	4	4	→	35
	2 学力向上対策推進事業(小学校の基礎学力対策)	4	4	4	4	↘	37
	3 学力向上対策推進事業(中学校の基礎学力対策)	4	3	4	4	↘	39
	4 学力向上対策推進事業(教員の授業力向上)	4	4	4	4	→	41
	5 発達支援児に対する事業の推進	4	5	4	4.5	↗	43
	6 不登校対策支援事業	4	4	5	4.5	↗	45
	7 育英資金事業	—	3	4	4	新	47
	8 小・中学校給食業務運営事業(おいしい給食の推進)	5	4	5	4.5	→	49
	9 放課後子ども教室推進事業	4	5	4	4.5	→	51
	10 こども未来創造館事業	4	4	3	3.5	→	53
	11 自然教室事業・体験学習推進事業	4	4	3	3.5	→	55
	重点目標「①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」				総事業費(決算額) 2,038,938 千円		
	12 待機児童解消の推進	5	3	4	4	↘	57
	13 学童保育室運営事業	4	4	4	4.5	↗	59
	14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAP)の推進事業(妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業)	4	4	5	4.5	↘	61
	15 子育てサロン事業	5	5	5	5	↗	63
	16 養育困難改善事業(児童虐待対策等)	4	4	4	4	→	65
	17 ひとり親家庭総合支援事業	5	4	4	4	↗	67
	重点目標「②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える」				総事業費(決算額) 7,044,744 千円		
	18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業	4	3	3	3.5	↗	69
	19 東京オリンピック・パラリンピックレガシー創出事業	4	4	4	4	↗	71
	重点目標「③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる」				総事業費(決算額) 89,776 千円		
	20 ワーク・ライフ・バランスの推進事業	4	2	3	3	↗	73
	重点目標「④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する」				総事業費(決算額) 23,836 千円		
	全体評価の平均値(ひと分野)				4.1	↗	

※「昨年比」欄【新:新規選定事業、↗:向上、↘:低下、→:維持】

(1) 評価の概要

ひと分科会が評価を行った重点項目は次の4つであり、全体で20事業である。

【ひと】

- ① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む-----11事業
- ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える-----6事業
- ③ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる
仕組みをつくる -----2事業
- ④ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する----1事業

今年度の大きな変化は2点ある。1点目は、「学力向上対策推進事業（学習・生活支援の人材配置）」がそれぞれ「No.2 学力向上対策推進事業（小学校の基礎学力対策）」と「No.3 学力向上対策推進事業（中学校の基礎学力対策）」に統合され、4つの学力向上対策推進事業が3つになったことである。2点目は、「No.7 育英資金事業」が加わった。

分科会として20事業を評価するにあたり、はじめに事業評価調書と説明資料を熟読し、書面による質疑応答を踏まえ、ヒアリングに臨んだ。

- ・「反映結果」については、昨年度に委員が要望、提案した意見を反映しているかを重視した。
- ・「達成状況」については、活動指標・成果指標の達成度（数値）を重視した。目標数値については、対象集団に対してその数値が妥当かどうか併せて検討した。
- ・「方向性」については、費用対効果、地域資源の活用、関係機関との連携、広報の仕方など、様々な観点から議論した。特に、数値に結果が示されにくい事業については、行政のみに負担をかけるのではなく、民間企業等も含めた新たな展開を検討した。

(2) 評価結果

【ひと分科会】

全体評価の平均点-----	4.1	(4.0)
個別評価の平均点	反映結果-----	4.2 (3.9)
	達成状況-----	3.8 (3.9)
	方 向 性-----	4.0 (3.8)

※（ ）は昨年度の評価結果

反映結果、達成状況、方向性の各評価については、3.8～4.2の結果であり、昨年度の各評価の幅 3.8～3.9 と比較して大幅な改善が示された。詳細を見ていくと、全体評価は 4.1 点であり、昨年度と比較すると 0.1 点増加した。反映結果も 3.9 から 4.2 へ 0.3 点増加、方向性も 3.8 点から 4.0 点へ 0.2 点増加し、各事業において前年度の指摘を活かし、将来を見据えた展望が示された。一方、達成状況のみ昨年度 3.9 点から今年度 3.8 点へと 0.1 点減少した。

最終的には、全体評価「5」が 1 事業（昨年度 1 事業）、「4.5」が 6 事業（昨年度 6 事業）、「4」が 9 事業（昨年度 7 事業）、「3.5」が 3 事業（昨年度 3 事業）、「3」が 1 事業（昨年度 2 事業）であった。「2.5」の事業はなかった（昨年度 1 事業）。昨年度は、「3」が 2 事業、「2.5」が 1 事業あったことから考えると、大幅なボトムアップが見られた。とはいうものの、まだまだ課題はある。全体評価「5」が昨年度に続き 1 事業であったが、そもそもこの数値自体が低すぎるのではないだろうか。また、達成状況のみ見てみると、「3」が 5 事業、「2」が 1 事業という結果であった。様々な状況の変化や制約の中での苦労はあるとは思われるものの、自ら掲げた目標を達成するよう努力してほしい。

(3) 評価が高かった事業(ひと分科会)

全体評価が 5 点を示したものは、「No. 15 子育てサロン事業」の 1 事業であった。4.5 点を示したものは、「No. 5 発達支援児に対する事業の推進」、「No. 6 不登校対策支援事業」、「No. 8 小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」、「No. 9 放課後子ども教室推進事業」、「No. 13 学童保育室運営事業」、「No. 14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の推進事業（妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4 か月児健診事業）」の 6 事業であった。

◆「No. 15 子育てサロン事業」

昨年度の指摘を受けて、利用者の増加や誰もが利用できるための取組みがなされた。外国人でも参加できるように言葉を必要としない遊びを取り入れるとともに、父親が参加しやすくなるよう父親向けのイクメン講座を土日に 26 回（前年度 18 回）開催できた。また全サロン共通の登録方法に変更したことで、新規利用者も大幅に増加した。柔軟、かつ迅速な対応はすばらしく、地域の信頼される身近な子育て支援の場所として、今後の期待も高い。

◆「No. 5 発達支援児に対する事業の推進」

就学前機関から小学校へ情報を引き継ぐためのツールとして、チューリップシート（就学支援シート）を大幅改訂し、全就学予定児童の保護者に配布したことは大きな前進であり高く評価したい。今後は回収率を高めることと、発達支援児を「支

える」部分の充実が重要となる。発達支援児の支援は、学童保育、放課後子ども教室、地域スポーツ、地域の体験学習の場でも必要となる。ぜひ発達支援児への理解と関わり方を子どもたちが過ごす多くの場所に伝え、支えてほしい。

◆「No.6 不登校対策支援事業」

登校サポーターのマッチングや環境面での改善により、別室登校支援の実施が拡大され、全校実施になったことは大変評価できる。登校サポーターの募集方法を変更し、スタッフ確保につなげている。教育機会確保法の施行により、学校以外の学習の場の確保に取り組まれたことは評価したい。一方で、不登校児童・生徒数は総数は減っているが、まだまだ多い状況にあるので、そだち指導員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、別室登校、特別支援教室、校内実施の放課後子ども教室など、学校の場合に関係する資源を包括するような連携が不可欠であろう。

◆「No.8 小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」

新たに、「一口目は野菜から」のポスターを配布のみではなく各教室に貼ったことで、児童・生徒の意識が向上したという試みは大変興味深い。現場の知恵と工夫で大きな成果を得られたこの事例は、他の事業にも大変参考になる。また残菜率が高い学校は経験の少ない栄養士であることが多いという結果から、ベテランの栄養士が新人の栄養士の指導を行うことで改善されたという報告もすばらしい。本事業は足立区の柱となる事業でもあるので、ぜひ現場の声をくみ取りながらさらなる発展を期待したい。

◆「No.9 放課後子ども教室推進事業」

今後、放課後子ども教室事業の全学年実施に向けての計画も明確となっており、確実に前進している。ただし、学校図書館活用については、学校の理解を得て全小中学校で開放しているものの、実行委員会の考え方やスタッフの配置等の理由により利用日の少ない学校もあると聞いている。スタッフ募集としては、以前は区内大学へチラシ郵送のみであったが、昨年度の提言を受けて学内での説明会を行ったことは積極的な試みとして評価したい。しかし実態としてスタッフ不足ということを踏まえ、さらなる工夫を期待したい。

◆「No.13 学童保育室運営事業」

食育を目的とした「手作りおやつ教室」を定期的で開催し、学童保育内容の工夫を図った点は評価できる。児童館の開館時間の延長と「児童館入退室メール発信サービス」も大変充実している。さらに学童保育、児童館、放課後子ども教室と学校関係者との間で定期的に情報連絡会を実施しており、顔を合わせた会合を行っている点は大変すばらしい。今後もお互いの情報共有を基に、目の前の親子に必要な支

援や保育内容を検討してほしい。その際、保護者に保育内容を伝えるだけでなく、その内容の決定に子どもや親も参画できるよう工夫したらどうであろう。

◆「No. 14 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAP)の推進事業 (妊産婦支援事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業)」

本事業は毎年、区民評価委員の指摘を上回る反映結果を出している。日曜ファミリー学級を年6回開催し、予約があふれるほどの参加希望者があった点はすばらしい。またあだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト関係機関ネットワーク連絡会議は20機関の参加があり連携が進んでいるとのことであり、このことは虐待防止のための大きな前進であろう。虐待数や不登校児童・生徒数の増加には、家庭要因が多少なりとも関連する。妊娠期からの丁寧な支援で、地域全体での子育て支援の充実を図ってほしい。

(4) 評価が低かった事業(ひと分科会)

全体評価で3点を示したものは、「No. 20 ワーク・ライフ・バランスの推進事業」であった。3.5点は3つあり、「No. 10 こども未来創造館事業」、「No. 11 自然教室事業・体験学習推進事業」、「No. 18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」であった。

◆「No. 20 ワーク・ライフ・バランスの推進事業」

今年度も引き続き評価の低かった事業にはあがっているが、昨年度の指摘を受けて認定制度の抜本的な見直しがなされた点は大変評価できる。しかし、企業への働きかけは、制度改善に注力したために、ほぼ行われなかったことは大変遺憾である。少なくとも制度改善の説明や来年度に向けた利用促進など出来ることは多いはずである。本事業は日本の社会的課題を受けた先駆的な事業であるだけに難しさは理解できる。だからこそ熱意と誇りをもって取り組んでいただきたい。

◆「No. 10 こども未来創造館事業」

昨年度と比較して、アウトリーチ(*p. 203参照)の充実や地元企業との連携は大変評価でき、今後の発展が期待できる。こども未来創造館事業は子どもの体験学習の柱として重要な存在である。しかし残念ながら、学校現場が求めている体験学習のニーズや、現在の子どもたちの課題などの把握が弱いように思われる。区内の子どもたちに必要なもの、学校では体験できないものをきちんと情報収集して、事業内容に活かしていただきたい。

◆「No. 11 自然教室事業・体験学習推進事業」

現代の子どもたちに最も不足しているものがこの「自然教室・体験学習」である

ことは周知のとおりである。昨年度の指摘を受け、「体験チャレンジBOOKの作成」がなされ、さらに体験学習の実績数などは大幅にアップしており評価できる。しかし、その内容を見ると、最も人数が集まりやすい中学生の消火隊で数を増やしている感が否めない。また、自然体験や体験学習を推進するためには、受け皿の充実のみではなく、体験学習に参加しやすい環境づくり、例えば放課後や休日の多くの時間を過ごす部活動の指導者や保護者への働きかけも併せてぜひ行っていただきたい。

◆「No. 18 文化・読書・スポーツ活動協創推進事業」

おはじきサッカーの広がりや図書館と文化・スポーツ事業との連携を図る試みなどがなされ、積極的な取組み姿勢が大変評価できる。おはじきサッカーを区内すべての地域学習センターで事業展開をするにあたっては、情報の発信の強化が必要であると考えるが、そもそもおはじきサッカーを展開する意義があまり明確でない。このままおはじきサッカーを強力に推進する方向性が正しいのかどうか一度きちんと議論してほしい。また、スポーツボランティアの登録者数が低下しているので、至急対策を検討していただきたい。

(5) ひと分科会からの提言

ア ヒアリング時の説明の工夫

ヒアリングとは、区民評価委員にとっては事業の概要を把握できる機会であり、事業担当課にとっては、広報という意味でも事業内容をPRできる格好のチャンスであろう。それぞれの事業内容は、大変すばらしく、担当課の方の意識も高かった。ただ一点残念な点は、視覚的資料を用いた分かりやすいプレゼンテーションの依頼を毎年全体会議でもお願いしていたが、20事業すべてにおいてなされていなかったことである。区民に分かりやすく伝えるという姿勢は、区民代表である区民評価委員に伝えるときにも同じ姿勢が必要となるのではないだろうかという疑問が生じてしまった。学校内や施設内の様子が分かるスナップ写真を数枚用意していただくだけでも委員のイメージが膨らみ理解が進む。また、参考資料がある場合は、ヒアリング終了後にお持ちいただくのではなく、ヒアリングのときに配布していただけると理解しやすい。聞き手の目線に立った配慮をお願いしたい。

また報告書の中に、昨年度表彰された事業がどの事業であるのかを明記してほしいとの意見が委員会からあがったので検討していただきたい。

イ 広報の工夫として、掲示の場所や対面報告などの検討

今回事前説明の際に報道広報課に話を伺い、区内広報の工夫が理解できた。足

立区の広報戦略の認知度は区外で高まっており、大変評価できる。しかし、このままの路線を拡大していく方向性でよいのかは疑問が残る。すなわち、目を引くようなポスターや広報誌の工夫はなされているが、それをどうすれば区民に届くか、手に取ってもらえるかのもう一歩踏み込んだ工夫が少ないのではないかとと思われる。

例えば「No. 8 小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」では、従来ポスターを配布していただけであったが、昨年度は各教室に掲示したところ、給食時には毎回見るので子どもたちの意識が格段にあがったとの報告があった。まさにこれが象徴的な事例であろう。作成したポスターや広報誌を生活者に密着した場所、例えば区内の病院、スーパー、保健センター、デパート、信金や銀行、郵便局、バス停など目につくところに掲載してはどうであろうか。

またオリンピック・パラリンピックのDVDなど広報用にすばらしい作品が作られており、その質の高さはすばらしいが、それを実際に現場の方がどの程度活用されているのかは疑問が残る。学校に配布したのであれば、その後どのように活用されているのか必ずフォローを行っていただきたい。もし活用されていないようであれば、活用事例などを示して様々な場面での有効活用を促してほしい。また学校のみでなく、DVDの内容に関連する地域スポーツ団体などにも普及・活用していただきたい。

加えて、広報活動も単にメディアや媒体紙の活用のみではなく、対面的な広報を期待したい。例えば、学校内に関わる多くの事業に関しては、学校長や担任から直接保護者や子どもたちに保護者会や集会などの際に折に触れて数分程度区の事業について説明していただきたい。そして、その中で各校でどのような取り組みを行っているのかなどを話すことで、理解がより深まるのではないかと考えられる。

ウ 所管内での連携やお互いの事業内容の共有化

事業評価を通して、縦割りの弊害を感じざる得ない場面に遭遇することが多かった。現在の子どもたちや親子が関わる問題は一つの所管で解決するには限界がある。一つ一つの事業はすばらしく、関わる職員の方も熱心でいつも頭が下がる思いである。しかしお互いの事業や課題に精通していない点が見受けられた。横の連携がなされるだけで、お互いの負担感も減り、かつよりよい丁寧なサービスを提供できるのではないかとと思われる。例えば、「No. 11 自然教室事業・体験学習推進事業」では、体験学習企画数を増やすことが求められているという現状があり、一方で「No. 10 こども未来創造館事業」は区民のリピーター数増加が求め

られている。これら両者の課題は、協働することで、ある程度解決することができるのではないだろうか。

ぜひ提案させていただきたいことは、所管内での事業内容の勉強会の開催である。お互いの事業をプレゼンテーションし、課題を共有化し、お互いどこが連携すればその課題が解決できるのかというようなことを話し合ってみてはいかがかと思われる。お互いの課題を洗い出し、今ある資源を最大限に活用することで、新たな方向性が見えてくるのではないだろうか。

エ 子どもや親、地域住民の参画を促す視点

すべての事業に関して、ぜひサービスを受ける側である子どもや親、そして大学生を含む地域住民の参画を促していただきたい。国連子どもの権利委員会「最終見解」が2019年2月に報告されたが、そこでも子どもの意見表明を取り入れることの重要性が指摘されている。子どもに関しては、身近な学童保育や放課後子ども教室、児童館などで子どもの意見を取り入れた企画やルール作りを積極的に進めてみてはどうだろうか。ぜひ足立区らしい先駆的な試みを期待したい。

2 「くらしと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業		反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年比	ページ
く ら し	21	ビューティフル・ウィンドウズ運動(地域防犯力の向上)	5	5	4	4.5	↗	75
	22	生活環境保全対策事業(ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策)	5	5	4	4.5	↘	77
	23	ビューティフル・ウィンドウズ運動(防犯まちづくり推進地区認定事業)	2	3	3	3	↗	79
	24	ビューティフル・ウィンドウズ運動(美化推進事業)	4	3	4	4	↘	81
	重点目標「⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」			総事業費(決算額)		906,176 千円		
	25	エネルギー対策の推進(温室効果ガス排出削減)	5	4	4	4.5	→	83
	26	ごみの減量・資源化の推進	5	4	4	4.5	→	85
	27	自然環境・生物多様性の理解促進事業	4	4	4	4	→	87
	重点目標「⑥環境負荷が少ないくらしを実現する」			総事業費(決算額)		1,187,384 千円		
	28	地域包括ケアシステムの推進	3	4	4	4	↗	89
	29	介護予防事業(パークで筋トレ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室)	4	4	4	4	→	91
	30	孤立ゼロプロジェクト推進事業	5	4	4	4.5	→	93
	31	生活困窮者自立支援事業	5	5	4	5	→	95
	重点目標「⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」			総事業費(決算額)		1,856,176 千円		
	32	データヘルス推進事業	4	4	4	4	→	97
	33	健康あだち21推進事業(糖尿病対策)	5	4	5	4.5	→	99
	34	こころといのちの相談支援事業	5	4	5	5	→	101
	重点目標「⑧健康寿命の延伸を実現する」			総事業費(決算額)		162,091 千円		
行 財 政	48	NPO・区民活動支援事業	4	5	4	4.5	↗	129
	49	町会・自治会の活性化支援	4	3	3	3.5	→	131
	50	協創推進体制の構築	3	3	4	3.5	↗	133
	51	大学連携コーディネート事業	5	4	5	5	↗	135
	重点目標「⑨多様な主体による協働・協創を進める」			総事業費(決算額)		244,409 千円		
全体評価の平均値(くらしと行財政分野)						4.3	↗	

※「昨年比」欄【新：新規選定事業、↗：向上、↘：低下、→：維持】

(1) 評価の概要

くらしと行財政分科会が評価を行った重点項目は次の5つであり、全体で18事業である。

【くらし】

- ⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する-----4事業
- ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する-----3事業
- ⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する-----4事業
- ⑧ 健康寿命の延伸を実現する-----3事業

【行財政】

- ⑬ 多様な主体による協働・協創を進める-----4事業

5項目18事業の内訳としては、「くらし」分野の「区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」が4事業、「環境負荷が少ないくらしを実現する」が3事業、「高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」が4事業、「健康寿命の延伸を実現する」が3事業、「行財政」分野の「多様な主体による協働・協創を進める」が4事業となり、前年度と同じ項目・事業数となった。

本分科会の評価は、事業調書と説明資料に委員4名すべてが目を通し、書面による質問を担当課に提出、書面で回答を受けた。今年度は、評価対象となる事業に関連した区の視察見学を実施した。区の担当者からの説明に加え、実際にプログラムを体験する機会も得て、該当事業について理解を深めることができた。

ヒアリングでは、事業の成果や課題、今後の対応について、調書や事前質問ではわかりづらかった点を直接聴き取る形で行われ、その後4名による検討の結果、分科会としての最終評価をまとめた。

なお、分科会として評価するにあたり、委員のあいだで留意した点は以下の通りである。

- ・ 継続事業については、前年度に実際に委員が要望、提案した意見が、結果として反映されたものとなっているかを「反映結果」項目の評価・評点の主たる基準とした。
- ・ 「達成状況」項目については、活動指標・成果指標の達成度（数値）をとくに重視した。
- ・ 「方向性」項目については、費用対効果、関係機関との協働・連携、サービスとしての必要性やPR効果など、さまざまな観点から今後、必要と思われる視点やアイデアを提案するよう心がけた。

(2) 評価結果

【くらしと行財政分科会】

全体評価の平均点-----4.3 (4.1)

個別評価の平均点 反映結果-----4.3 (4.5)

達成状況-----4.0 (3.9)

方 向 性-----4.1 (3.9)

※ () は昨年度の評価結果

前年度より「反映結果」以外の3項目で数値が上昇した。特に、昨年度3点台であった「達成状況」「方向性」がともに4点台に数値を上げ、また全体評価の平均点も4.3点と、0.2ポイント上昇した。委員の改選があったことなどから、単純に前年度の数値と比較することは難しいが、数値のみならず、担当部局からのヒアリングや委員間でのやりとりの内容を踏まえても、委員の評価が前年度に比べて高かったことがうかがえる。

また、各部局で、実績値を上げるための工夫が見られ、数値を上げた事業が増えたこと。また、一昨年度スタートした事業が軌道に乗り、相応の成果が得られたことも、大きく影響したものと思われる。

なお、「反映結果」については、前年度より0.2ポイント数値を下げたが、評価点5の事業が半数の9事業を占めており、数値そのものが決して低かったわけではない。次年度以降もこの水準(4.3～4.5)を維持することが期待される。

(3) 評価が高かった事業(くらしと行財政分科会)

全体評価が5点となった事業は、以下の3事業である。

◆「No.31 生活困窮者自立支援事業」

3年連続での5点評価となった。学習支援事業において、複数の分室を設けて中途退学予防も含めた卒業後の就労支援等に努めた結果、就労・進路決定者数の増加に結びついた点。併せて、学習支援を高校以降まで続けながら、社会的自立まで継続的な支援を行っている点などが、高い評価を得た。今後拡大予定の高校生の居場所の拡充にも期待したい。

◆「No.34 こころといのちの相談支援事業」

4年連続で5点評価となった。インターネットでの自殺関連ワード検索時に表示される相談窓口に108件もの相談が寄せられ、自殺が未然に防止できた点。そして、検索キーワードの精査や時代に合わせたワードの選定を行い、若者を中心

としたハイリスク層へのアプローチに取り組んだ点などが高く評価された。引き続き、関連事業者、関係機関との連携を図り、切れ目ない支援を実現できるよう期待したい。

◆「No. 51 大学連携コーディネート事業」

従来の講演方式に加え、参加者と大学生の距離がより近いワークショップの開催や職業体験の実施など、協創体制推進のための幅広い取組みを数多く企画・導入した点が高い評価につながった。

大学生が区や区内の地域コミュニティ、団体、事業所などとともに地域活動に取り組むことは、足立区への愛着を育む貴重な機会、体験となる。こうした意味でも、今後の「大学生地域活動プラットフォーム」の拡充には期待を寄せている。

(4) 評価が低かった事業(くらしと行財政分科会)

全体評価が3点以下となった事業は1事業である。該当事業については、事業内容の見直し、改善を要望したい。

◆「No. 23 ビューティフル・ウィンドウズ運動(防犯まちづくり推進地区認定事業)」

前年度よりは評価点が0.5点上昇したが、認定地区数の少なさや普及率の進捗などの面では、依然、課題が残る。推進地区を認定し、防犯に対する地域のモチベーションを上げる取組みそのものは評価できるので、今後は、情報発信の手法を再検討するなどして、区内全域に、この事業の成果を浸透させていくことが期待される。たとえ認定地区が少なくても、広く区民の意識を高める手法を考えてもらいたい。

(5) くらしと行財政分科会からの提言

ア 「区内刑法犯認知件数」減少に見る官民協働、協創の成果

平成29年の刑法犯認知件数都内年間ワーストワンから一転、平成30年は、62年ぶりの5,000件台を達成した。6,000件台の壁をなかなか破れずに、数年間足踏み状態が続いていたが、この一年間で一気に1,400件以上数値を減らし、ワーストワンを返上する好結果を生んだ。この結果は、「足立区総ぐるみ」の取組みが結実した成果でもあり、本分科会でも高く評価された。

これまで足立区では、さまざまなアイデア、例えば、無施錠の自転車に鍵をかけてしまう「愛錠ロック作戦」、壊されやすいプレス錠からシリンダー錠に無料で交換する「がっちりロック作戦」、区内4警察署と区が合同で行う防犯・美化ボランティア活動「ペンタゴン作戦」や、青パト(青色回転灯を装備したパトロールカー)によるパトロール、自転車盗難対策キャンペーンなどの取組みを先駆的に

導入し、多くの成果を上げてきた実績がある。またその成果をマスメディアやSNS(*p. 203 参照)を通じて、広く区内外へ伝播させることにも力を入れてきた。刑法犯認知件数を毎年千人単位で減少させてきた背景には、区の熱意や戦略的意図が強く感じられた。

しかし、区の圧倒的な熱意やユニークな戦略をもってしても、平成 27～29 年の 3 年間、数値の足踏みが続き、刑法犯認知件数がなかなか減らない時期が続いたことから、本分科会の委員からも、「そろそろ頭打ちか」との声も出始めた矢先の好結果であった。

「No. 21 ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）」の分科会でのヒアリングでは、「足立区総ぐるみ」「見せる防犯対策」といったキーワードに象徴されるように、区民が地域防犯の主役となって、犯罪の減少・撲滅に向けて努力していくことが、コミュニティの防犯力を強化させることになるとの考えを聞くことができた。

区が一定の予算を投じ、人を配置して防犯を行えば、相応の結果が得られることはすでに証明済みだが、今回の成果は、これまでの区の実践に加え、地域の防犯力を高めるために、「足立区総ぐるみ」でビューティフル・ウィンドウズ運動を行ってきた地道な取り組みが成した結果であったと考えられる。

こうした総ぐるみ、さらに、官民協働・協創を想起させる事業として、「No. 23 ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」の「防犯まちづくり憲章」の作成、また「No. 24 ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」の「ごみゼロ地域清掃活動」などがあるが、これらは、どちらも、地域のために「区民（団体・事業所）自らが取り組む活動」を区が協力・支援するかたちのものである。区がいくら必要性を訴え、音頭をとっても、区民がついてこなければ、成果はなかなか続かない。結果を維持するためには、ビューティフル・ウィンドウズ運動のように、環境美化や防犯活動に、区民自らが主体的に取り組めるよう、行政が仕組づくりやノウハウを提供することが必要である。

今回の刑法犯認知件数の減少という好結果を翌年以降継続させるためにも、防犯、環境美化、まちづくり等の各分野で、官民協働、そして協創の取り組みのいっそうの拡大・普及が求められる。

イ 町会・自治会加入率アップに向けて―若者、単身、外国人世帯に向けた啓発

町会・自治会の加入率が減少しつつある。全国的な傾向でもあり、また毎年のことでもあるので、本分科会でも「やむを得ない」といった空気も漂いつつあるが、区は、加入率の維持・アップに向けて、若年者・女性向けの QR コード付き

リーフレットの作成に続き、新たに外国語版のリーフレットを作成した。入力フォームを外国語に翻訳するなど、外国人世帯の加入者増を目指し、まずは入口となる「日本語の壁」を低くする取組みに着手した。加入率が伸び悩むなか、若者、単身、外国人の各世帯にしばった啓発・普及は、本分科会でも高い評価を得ている。

今後、区内でも、外国人居住者の増加が見込まれるが、言語、文化、習慣等、異なる住民が日本の町会・自治会（地縁団体）に自主的に加入することはなかなか難しい。災害時の避難やごみの管理など、生活に必要な役割を担う町会・自治会とはいえ、外国人世帯はもちろん、単身者、非定住者などにとっては、加入によるメリット、効果が見えにくい。

「No. 49 町会・自治会の活性化支援」事業で、区が外国語版リーフレットを作成し配布したことは、外国人世帯の加入率アップのきっかけにはなるが、本来、加入促進活動を担うのは、町会・自治会であるはずである。区はあくまで団体のサポート役でしかない。リーフレットをどう活用し、加入メリットをどう訴えるか。町会・自治会には、新たな会員獲得のためのノウハウの蓄積・共有が必要となる。

たとえば、多文化共生をミッションとする区内 NPO や市民活動団体と連携して、新たな会員獲得のためのアイデアを考えてみたり、活動を SNS やホームページにアップしたりと、減少し続ける加入率を上昇へと転じさせるためには、何よりも、当事者である町会・自治会が、変化しつつある地域コミュニティ、多様化する地域住民にどう向き合うかが、課題となる。地域の課題解決を「地域の力」で行うためにも、関連する NPO や大学、事業所や団体と町会・自治会とを結びつける区のコーディネート力が必要となる。

また、加入率という数字（量）ばかりに目が行きがちではあるが、令和新時代にふさわしい、新しい価値を有する町会・自治会（地縁団体）の先鋭的な取組み・活動内容（質）にも期待したい。

ウ ヒアリング時の対応について

評価のプロセスでは、事業ごとに、担当部局からのヒアリングが行われる。1 事業あたり、質疑応答も含めて 20 分程度の時間となっており、この間、原則として、区民評価委員 4 名全員からの質問がある。質問への回答は、担当課長が行うケースが主であるが、時として、別の職員が対応するケースもある。

この中には、ノウハウが蓄積されてきたこともあってか、ヒアリング時に、手作りのパネルや図面を用いて、区民委員にわかりやすく説明しようと試みる部局

（「No. 23 ビューティフル・ウィンドウズ運動（防犯まちづくり推進地区認定事業）」など）や、啓発グッズやポスター等を持参するなど「見せる」ことで複雑な説明をコンパクトに伝えようとする部局（「No. 22 生活環境保全対策事業（ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策）」「No. 24 ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業）」など）など、委員からも絶賛されるパフォーマンスをみせる部局も少なくない。

しかし一方で、10 人をこえるメンバーで入室するも、1 人の担当者以外他の者は話すことなく、無言のまま退出していくケース。また、おそらく担当であるがゆえ、義務的に出席し、時折関心のなさそうなそぶりを見せる者がいるケースなど、多くの職員が入室する意図がわからないという場合も少なくない。「どのような質問が出るかわからないから念のため」「大勢で臨んだほうが熱意を見せることができるから」などという理由のみで多くの者を入室させるのは、20 分という短いヒアリングを想定すれば、少し大げさであるといえなくもない。また、対面する人数の多さに圧倒され、区民委員が気軽に質問しづらいという問題もある。区民委員が 3 名程度（学識者を除く）ということをつまえば、たとえば、1 事業 3 ～4 名以内など、人数を絞って行ってみてはどうだろうか。区民評価業務の核ともいえるヒアリングであるが、発問者は、議員や専門家ではなく、あくまで一般の区民である。ヒアリングの場の雰囲気づくりにも工夫が求められる。

3 「まちと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業		反映結果	達成状況	方向性	全体評価	昨年比	ページ
まち	35	防災力向上事業(防災訓練・防災計画)	4	4	4	4	→	103
	36	防災まちづくり事業の推進(密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備)	5	5	4	4.5	↗	105
	37	建築物減災対策事業	5	4	4	4	→	107
	重点目標「⑨災害に強いまちをつくる」		総事業費(決算額)		1,549,977 千円			
	38	交通環境の改善事業(都市計画道路及びバス・自転車走行環境の整備)	4	4	5	4	→	109
	重点目標「⑩便利で快適な道路・交通網をつくる」		総事業費(決算額)		1,450,531 千円			
	39	鉄道立体化の促進事業(竹ノ塚駅付近連続立体交差事業)	5	5	4	5	→	111
	40	空き家利活用促進事業	5	5	4	4.5	↗	113
	41	緑の普及啓発事業	3	4	3	3	↘	115
	42	公園等の整備事業(パークイノベーションの推進等)	5	5	4	4.5	↘	117
	重点目標「⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める」		総事業費(決算額)		4,082,823 千円			
	43	創業支援事業(産学金公ネットワークによる起業・創業支援)	4	4	4	4	→	119
	44	経営改善事業(生産性の向上と競争力強化)	4	4	4	4	→	121
	45	販路拡大支援事業(区内産業・製品のPR)	5	4	4	4.5	→	123
	46	商店街と地域商店の魅力向上事業(訪れたい店づくりと人が集うまちの創出)	4	4	4	4	↗	125
	47	就労支援・雇用安定化事業(区内企業の人材確保支援等)	4	3	4	4	↗	127
	重点目標「⑫地域経済の活性化を進める」		総事業費(決算額)		468,735 千円			
行 財 政	52	接客力の向上	5	4	4	4.5	↘	137
	53	人材育成事務(職員研修事業、職員の能力を活かす人事)	4	5	4	4.5	↘	139
	54	情報発信強化事業(各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等)	5	5	4	4.5	→	141
	55	区民意識調査事業(世論調査・区政モニター制度等)	3	3	4	3.5	↘	143
	重点目標「⑭戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う」		総事業費(決算額)		400,147 千円			
	56	シティプロモーション事業	4	4	5	4.5	→	145
	重点目標「⑮区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす」		総事業費(決算額)		77,090 千円			
	57	4公金収納金の収納率向上対策(税・保険料)	5	5	5	5	→	147
	重点目標「⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う」		総事業費(決算額)		1,672,160 千円			
	全体評価の平均値(まちと行財政分野)						4.2	→

※「昨年比」欄【新：新規選定事業、↗：向上、↘：低下、→：維持】

(1) 評価の概要

まちと行財政分科会が評価を行った重点項目は次の7つであり、全体で19事業である。

【まち】

- ⑨ 災害に強いまちをつくる-----3事業
- ⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる-----1事業
- ⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める-----4事業
- ⑫ 地域経済の活性化を進める-----5事業

【行財政】

- ⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営と情報発信を行う-----4事業
- ⑮ 区のイメージを高め、定住者や来街者をふやす-----1事業
- ⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う-----1事業

当分科会には、一昨年度「地域経済の活性を進める」の5事業が当分科会に移管された上に、昨年度、まちづくり分野で1事業が卒業、1組の統合、1事業の新設、経営改革施策7事業のうち1事業がその成果が軌道に乗ったことから卒業するなど、ラインナップに相当の変更が加えられてきた。今年度は、ようやく落ち着き、昨年度と同様の19事業が評価対象事業となり、すべての事業について、当分科会の評価を起点としたPDCAサイクルに即して、反映結果、達成状況、そして方向性の良否を継続的に評価することができた。

委員の構成について、当分科会の評価委員4名のうち1名が退任、新委員1名を迎えた。新任委員の新鮮な視点を交え、活発な議論が繰り広げられ、掘り下げた評価作業を進めることができた。

(2) 評価結果

【まちと行財政分科会】

全体評価の平均点-----	4.2	(4.2)
個別評価の平均点	反映結果-----	4.4 (4.3)
	達成状況-----	4.3 (3.9)
	方 向 性-----	4.1 (4.4)

※ () は昨年度の評価結果

全体評価は、昨年度と同様、おおむね良好な評価となったが、個別評価については昨年度と比べ、特徴的な結果となった。つまり、反映結果については若干向上し、達成状況には相当の進展が見られた一方で、方向性について少々厳しい評価結果となっているのである。19事業のうち、達成状況について昨年度より評価点を1点上げた事業が9事業（1点下げた事業が2、現状維持が8事業）であるのに対して、方向性については評価点を下げた事業が7事業（1点上げた事業が2、現状維持が10事業）あった。今年度の事業に、区民評価の意見を反映させるなどして取り組み、成果を上げた事業が多かったのであるが、方向性についてやや厳しい指摘をせざるを得なかった事業も多かったということである。

まず、達成状況については、昨年度の全体評価が当分科会としては比較的低い評価であった事業のうち、区民評価の指摘を正面から受け止めるなどして向上させ、9つもの事業が評価点を1点上乗せした。その他の事業でも評価点には表れないものの、PDCAサイクルに即して達成状況を向上させるために果敢に取り組んだ。このことは区民評価の意義として何よりも喜ばしいことである。

その一方で、方向性については、評価点を下げた7事業のうち、昨年度の全体評価が4.5以上の事業が6事業を占めている。つまり、従来、大きな成果を上げてきた事業ではあるが、今後さらに事業の成果を上げるために、そろそろ方向性について次のステージに進むべき事業が目立ったということである。特に、昨年度、当分科会では全体評価・個別評価とも5点となった満点の事業が3つあった。このうち2つの事業について、今回も昨年度と同様に取り組めば、同じ達成状況となり、同様に満点の評価が得られるというものではなかった。昨年度満点を獲得したことを一つの到達点、通過点と捉え、次のステージに進むべく、新しい課題に挑戦すべきであり、区民評価としてそれを促すということであったのである。

このような事情から、今回は結局、19事業の全体評価について、「5」は2事業、「4.5」は8事業、「4」は7事業、「3.5」は1事業で、「3」は1事業であった。これについて、特記すべき事項をコメントする。

(3) 評価が高かった事業(まちと行財政分科会)

まず、以下の2つは、昨年度と同様、全体評価が「5」の事業である。昨年度までの着実、積極的な取り組みを継続して良好な成果が得られた。

◆「No. 39 鉄道立体化の促進事業（竹ノ塚駅付近連続立体交差事業）」

着実に連続立体化工事を進めた。大掛かりな工事であり、工程も複雑であることから、机上の説明だけではなかなかその意義・大変さが伝わりにくいということもあって、一昨年度、昨年度に引き続き現地見学をお願いしたのであるが、丁寧な説

明を受け、鉄道立体化工事と周辺まちづくりを着実に進めている状況をつぶさに理解できた。

なお、当事業は、鉄道の連続立体化だけではなく、竹ノ塚駅周辺地区のまちづくりとセットの事業である。そして、従来、西口地区をターゲットとしてまちづくりの進展を評価対象としてきたのであるが、今後確実にまちの様相を大きく変えることになる東口地区についても、そろそろ区民評価の俎上に乗せる時期に来ているのではないかと。そこで今回は、東口一体のまちづくり資源の説明を求め、丁寧に対応していただいた。次回以降、東口も視野に入れた事業として大いに発展させていきたい。

◆「No. 57 4 公金収納金の収納率向上対策（税・保険料）」

本事業は、従来から着実に成果を上げてきた。そして昨年度から、活動指標を絞り込み、4つの収納金ごとに成果指標を掲げ、収納率向上ということが詳細に理解できるようになった。そして今回は、活動指標に関する取組みについて予定どおり停止・欠損処理がピークを越し、差押・公売にシフトさせ、引き続き良好な成果が得られている。

また、今回は、従来のいわゆる「根雪」解消というステージから、そもそも本来の入り口の「現年滞納への対応」への重点化というステージに移行しようとする姿勢も示された。段階を踏んで着実に事業をステップアップさせていく方向性が明確であった。

次の2つは、昨年度は全体・個別とも満点の評価であったが、今回はそうはいかなかった事業である。一度オール「5」を獲得した事業が、それを維持することはなかなか難しく、昨年度と同様に取り組めば、同じ達成状況となり、同様に満点の評価が得られるというものではない。満点を獲得したことを一つの到達点、通過点と捉え、次のステージに進む、新しい課題に挑戦するという姿勢が必要であるが、両事業にはそうした点での積極性が伝わったので、この「評価が高かった事業」に登場させた。

◆「No. 52 接客力の向上」

昨年度に引き続き、研修の充実ということにとどまらず、職員の自発的な取組みを促す仕組みが作られ、各職員が接客の現場でどのような意識をもって行動していくかという点に注力した。特に身だしなみBOOKの発刊はインパクトがあり、個々の職員にも浸透する取組みであったのではないかと。

そして、今回はこれにとどまらず、次の段階へステップアップするための課題が示された。今後の方向性については検討すべき点があるものの、今後さらに磨かれ

ていくことが期待できる。

◆「No. 53 人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）」

協創を実践できる職員を育成するため、研修後のアンケート調査の実施など、研修の成果の見える化ということに果敢に取り組んでいる。高い目標に対して、今回もおおむね良好な成果を上げた。区政の基本方針である「協創」ということに対して、「協創を実践できる職員の育成」ということは最重要課題であるので、その具体的な姿を見せるために今後とも事業を磨いていってほしい。

今回のヒアリングでは、「地域経済の活性化を進める」分野の5事業が一丸となって、取組結果の検証、フォローアップということに重点を置き、事業を発展させていくという意欲が特に伝わった。これによって各事業間の情報共有や連携が図られ、それぞれの事業が磨かれていくことが期待できる。ここではその中から特に次の事業についてコメントする。

◆「No. 46 商店街と地域商店の魅力向上事業（訪れたくなる店づくりと人が集うまちの創出）」

従来、当分科会では、本事業は全体評価が比較的低い結果にとどまり、むしろ次の「評価が低かった事業」に登場してきた。今回、これを一気に挽回し高い評価になったというわけではないが、本事業が当分科会に移管されて3年間、着実に取り組み内容の工夫を重ね、成果を向上させてきている。全国的に衰退著しい「商店街」の魅力向上という大変な課題に対して、そのための手段があまりにも限られているという一種のあきらめムードとでもいうべきものが今や一掃され、前向きにアイデアを試してみるという姿勢が伝わった。まだまだ「評価が高かった事業」というには時期尚早ではあるが、今回は敢えて激励の意味も込めてここに登場させた。今後に期待している。

(4) 評価が低かった事業(まちと行財政分科会)

◆「No. 41 緑の普及啓発事業」

これまでの本事業の地道な「みどり」の普及啓発に対する取り組みは重々承知している。しかし、常々普及啓発のターゲットを若年層にも広げるべきという課題の指摘もなされてきた。小中学校での普及啓発との連携ということについても当分科会では提案し続けている。なかなか困難な道のりではあるが、今回は敢えて特に普及啓発のターゲットを広げるという課題に対して、ゼロベースで評価に臨んだことから、やや厳しい評価結果となった。次回以降、何か突破口を見出すということにチャレンジする必要があるのではないか。

◆「No. 55 区民意識調査事業（世論調査・区政モニター制度等）」

昨年度は、国をあげて、統計調査の信頼性がいかに政策の信用の根幹をなしているかが厳しく問われた年であった。世論調査、区政モニターという地道な事業について、安易に成果の可視化を求めることは慎むべきである。

しかし、政策の信用の根幹であるためにも、回収率の向上等に関して、さらに掘り下げた課題分析を行い、調査結果をどのように区政、あるいは重点プロジェクトの取組みに反映させていくかということについて具体的な方策や方向性を検討することを続けていただきたい。今回は、従来からの取組みから特に進展が見られなかったという印象であり、敢えてチャレンジ精神を喚起するため、やや厳しい評価となった。

(5) まちと行財政分科会からの提言

今回も、当分科会は、活発に担当部署と相当掘り下げた質疑を行うことができたが、そのやりとりの中で、次に何を目指すべきか、どのようにステップアップさせていくのかという点で、多くの重点プロジェクトに共通する指摘事項があった。

ア 積極性・チャレンジ精神

いずれの部署もプレゼンテーション力が向上し、区民評価の場において活発なやりとりにつながっている。特に区民評価の根幹をなす PDCA サイクルに関する意識が高いプロジェクトは、プレゼンテーションにも積極性が現れている。一方で、昨年度も指摘したが、その逆は必ずしも真ではない。つまり、プレゼンテーションが積極的でありさえすれば、プロジェクトの評価が高いということではない。しかし、区民評価を受けて、次に何にチャレンジするかという姿勢があると、好循環が生まれ、それが成果につながり、だからこそプレゼンテーションにも積極性が現れるという傾向にあるのではないか。こうした循環こそが PDCA サイクルの実効性につながる。

当分科会としては、必ずしも毎回同じ尺度で評価に臨んでいるというわけではない。今回の評価の特徴であるが、従来、高い評価を獲得してきたプロジェクトが、さらにステップアップしていくために、敢えて今後の方向性という点で、より高次の視点から評価した。このことがますます各部署の積極性を促し、PDCA サイクルの実効性につながり、事業の発展となっていくことを願っている。

イ 「協創」を根付かせるために

それぞれのプロジェクトが、さらにステップアップしていくために、「協創」を意識して、前向きに取り組んで行くことが必要である。この点で、従来、当分科

会が担当するプロジェクトでは、行財政分野のいくつかのプロジェクトに偏りがちであった。その中でも特に「No. 53 人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）」では、毎回「協創を実践できる職員の育成」ということの具体的な姿が見えないという指摘がなされてきた。

しかし、「協創」への対応を人材育成という面にだけ任せるのは酷である。協創を実現する具体的な「場」と取り組み方という角度から考えてみると、「協創」の種は、どのプロジェクトにもころがっている。まちづくり分野では、すべてのプロジェクトが区的意思と資金力だけでは到底実現しえないものばかりであり、区民への周知ということにとどまらず主体的な参加ということがどうしても必要になるのである。地域経済活性化分野では、あくまで活性化の主役は、まちで働き、あるいは起業・創業し、羽ばたこうとしている人々である。こうした種を生かして具体的な協創プロジェクトを育てていくことにより、「協創」が根付いていくのではないか。

とすれば、各プロジェクトとも「協創」という観点から、それにふさわしい活動指標、成果指標を一つでも掲げてみるということを考えてみてもいいのかもしれない。

ウ 「協創」を支える区外の人材、ニーズを取り込む

それぞれのプロジェクトが、さらにステップアップしていくために、もう一つ考えてみてほしいことがある。

東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ来年に迫っている。当分科会の重点事業においては、オリパラのレガシーという観点から、一部「No. 56 シティプロモーション事業」などで触れられてはきたが、全体としては、けっして明示的に取り組まれてきたわけではない。

しかし、この課題を、「オリパラを契機として、区外、海外の足立区ファンを増やし、足立区ファンにアピールする」ことと受け止める、つまり、いかに足立区の魅力を高めていくか、そのために観光の振興、創業・起業の受け入れ、交流人口の増大ということと捉えれば、個々の重点プロジェクトにも、今こそ、今から取り組むべき課題があるのではないか。

具体的には、インバウンド(*p. 203 参照)の流れを定着させる、そのために庁内の連携をさらに強め、そして区民との協創を促していく、そのような方向でそれぞれのプロジェクトを育てていくことはできないか。例えば、「No. 40 空き家利活用促進事業」について、民泊の推進のためにそれぞれの部署が連携を図るといったことが区民評価委員の中から指摘された。また、創業・起業、就労支援とい

ったことを通じて区民との協創を図り、足立区に多様な人材を迎え入れるといったストーリーもあるかもしれない。

これらは今のところ単なるアイデア段階であり、すぐに具体化できるものではないが、まちづくりや地域経済の活性化には「多様な人材」が必要である。人口減少時代の今、全国では多様な人材をいかに呼び込むかということに舵をきって四苦八苦している公共団体が増えている。この点で足立区は、四苦八苦するまでもなく、「多様な人材」が集まる立地である。そうであるなら、単に、このまま流れに任せるのではなく、前向きに協創の人材と捉えて、あるいは協創の人材に育てるために、個々の重点プロジェクトの課題、果たすべき役割ということを考えてみてはどうか。そして、足立区の魅力をアピールしていくことに、それぞれのプロジェクトがさらに積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第 1 章 評価の概要

1 一般事務事業の区民評価

足立区では、約 650 の全事業（以下「一般事務事業」という。重点プロジェクト事業を含む全ての事業）について毎年各部による内部評価を実施している。

さらに全事業を 3 年毎に庁内評価の対象とし、そのうち 30 事業程度を庁内評価ヒアリング対象事業としている。対象事業については、予算に対する低執行率を始め、事業の手法や有効性など何らかの課題があるといった視点により選定し、かつ特定の施策分野に集中しないよう広範囲の施策分野から選定している。

また、可能な限り、重点プロジェクト事業の対象事業となっていない事務事業を選定するようにしている。

区民評価は、庁内評価ヒアリングを実施した事業のうち、区側から諮問された下記 11 事業について実施した。

【令和元年度 区民評価対象事業】

番号	事務事業名	部	課
1	災害備蓄の管理運営事業	危機管理部	災害対策課
2	直営児童施設運営事業	地域のちから推進部	住区推進課
3	地域団体活動支援事業	地域のちから推進部	スポーツ振興課
4	産業振興ホールの利用促進事業	産業経済部	企業経営支援課
5	幼児発達支援室運営事業	福祉部	障がい福祉センター
6	家族介護慰労事業	福祉部	介護保険課
7	育成医療事業	衛生部	中央本町地域・保健総合支援課
8	集団回収支援事業	環境部	ごみ減量推進課
9	住宅施策推進事務	都市建設部	住宅課
10	児童・生徒の褒賞事業	学校運営部	学校支援課
11	あだち子育て応援隊事業	子ども家庭部	こども家庭支援課

2 評価に用いた資料等

評価対象の全事業について、行政評価の事務事業評価調書（平成 30 年度事業実施分）、令和元年度の予算内示書、平成 29、30 年度の決算分析帳票（予算執行状況表）を評価の基本資料とした。

その他、対象事業ごとに、必要と判断された参考資料の提出を求め、基本資料と合わせて参考とした。また、必要に応じて施設等の視察（今年度については障がい福祉センターあしすと）を行い、適切な評価ができるようにした。

3 評価の項目及び基準

事業ごとに①事業の必要性、②事業手法の妥当性、③受益者負担の適切さ、④事業の周知度、⑤補助金等の有効性、⑥予算計上の妥当性の各項目について、「A・B+・B・B-・C」の 5 段階評価を行った。

なお、重点プロジェクト事業が「前年度評価・提言に対する反映度」「目標・成果の達成状況」等を評価するのに対し、一般事務事業は毎年評価対象事業を変えているため、経年での評価や成果の達成状況等の把握が困難であるところが異なる。

また、上記点検項目のうち⑤、⑥は、重点プロジェクト事業の評価では用いられない一般事務事業独自の評価基準である。例えば「予算計上に無駄がないか」「効率的な手法が採られているか」、補助金支出事業であれば「補助金の有効性は高いか」等を、前述の資料をもとに評価している。

評価基準の詳細は、次頁のとおりである。

4 評価結果の集約

事務局で各委員の意見を事業別に集約した。評価が分かれた場合にも分科会において委員が相互に意見を述べて調整し、分科会総意としての評価をまとめた。その他、各事業について、委員が述べた自由意見をまとめた上で、評価全体を通した総括意見を付した。

なお、一般事務事業は重点プロジェクト事業と異なり評価対象事業が毎年変わるほか、重点プロジェクト事業に資源を重点配分する「選択と集中」の中で、一般事務事業では効率や費用対効果の視点がより重視される等の違いがある。そのため、報告書の書式や記載内容も重点プロジェクトのそれとは異なる形式となっている。

視点別事業点検表のランク基準

No.1

点検項目	ランク	基準
事業の必要性	A	【必要不可欠である】 - 法令で実施が義務づけられている事業である。 - 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
	B+	【必要性が高い】 「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
	B-	【必要性があまり認められない】 区民生活向上への寄与度が高いとはいえ、実施の必要性が相対的にあまり認められない。
	C	【必要性がかなり低い、薄れている】 - 民間や国、都でも同様の事業やサービス等を行っており、区で実施する必要性が低い。 - 社会・地域情勢の変化や、区民ニーズの減少により、実施の必要性が薄れている。
事業手法の妥当性	A	【事業手法は十分妥当である】 - 法令等の規定により区が直接実施しなければならないため、検討する余地はない。 - 区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は十分妥当である。
	B+	【事業手法は妥当である】 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
	B	【事業手法は概ね妥当である】 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
	B-	【事業手法を見直す必要がある】 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
	C	【事業手法を見直すべきである】 《直接実施の場合》民間企業、NPO等で類似事業を実施しており、外部化等によりサービス水準や効率性を高める必要がある。 《委託等を行っている場合》委託範囲や契約方法等を見直すことで、サービス水準や効率性を高める必要がある。
受益者負担の適切さ	A	【受益者負担は十分適切である】 - 公費により全額区が負担すべきものである。 - 適切な受益者負担(利用料徴収等)を導入している。
	B+	【受益者負担は適切である】 公費により全額負担すべきまでは無いが、社会情勢や他自治体の状況等にも対応し、適切な受益者負担を導入している。
	B	【受益者負担は概ね適切である】 社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
	B-	【受益者負担を見直す必要がある】 - 受益者負担(利用料徴収等)を求めるべき事業であるかどうか十分検討し、相当程度見直す必要がある。 《受益者負担を導入している場合》公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を十分検討し見直す必要がある。
	C	【受益者負担を見直すべきである】 - 受益者負担(利用料徴収等)を求めるべき事業であるにもかかわらず、求めていない。 《受益者負担を導入している場合》公平性等の観点から、受益者負担の額や対象等を見直すべきである。
	—	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。

視点別事業点検表のランク基準

No.2

点検項目	ランク	基準
事業の周知度	A	【周知度はかなり高い】 ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に十分な工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、積極的かつ効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を積極的に行っている。
	B+	【周知度は高い】 ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
	B	【一定の周知度は認められる】 ・ 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
	B-	【周知度を高める必要がある】 ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
	C	【周知度は不十分である】 ・ 事業そのものの存在が知られていない。 ・ 一層広報活動に力を入れるべきである。
補助金等の有効性	A	【有効性がかなり高い】 ・ 補助要件や対象者、助成結果等が十分適正であり、補助金の有効性はかなり高い。
	B+	【有効性が高い】 ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から有効性はあり、適正であるかどうか定期的な判断をするに足りる。
	B	【一定の有効性は認められる】 ・ 社会情勢や他自治体の状況等によって、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
	B-	【補助金等を見直す必要がある】 ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性が判断できず、補助要件や対象等を再検討する必要がある。
	C	【補助金等を見直すべきである】 ・ 補助に見合う成果が出ていないため、補助要件や対象等の見直しや補助金の廃止を検討すべきである。
	—	・ 事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	A	【予算は十分妥当である】 ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた確に立案されており、予算以上に効果が出ている。
	B+	【予算は妥当である】 ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえ、十分に考慮され尽くされた事業の組み立てがされているとまでは言えないが、妥当性をもった予算を計上している。
	B	【予算は概ね妥当である】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
	B-	【予算を見直す必要がある】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
	C	【予算を見直すべきである】 ・ 社会情勢や区民ニーズ等の変化を踏まえておらず、抜本的な事業の見直しを積極的に行うべきである。 ・ 財源や人材の効率的な配分等、予算計上額も妥当とはいえない。

第2章 分科会の評価結果

1 総括意見

ヒアリングや資料の確認、討議を総括して、以下の点を指摘したい。

第1は、事業内容の「質」、「効果」のさらなる向上についてである。今回評価対象となった事業のうち、多くの事業でNPOや専門家への業務委託が行われていた。このような業務委託の増大は、実施する事業の「規模」という観点からは、一定の成果を上げていると言ってよいだろう。分科会では、もう一步踏み込んで、業務委託の「質」、「効果」の点から、さらなる改善を求める意見が出された。

分科会での意見は、大きく、(1)区が直轄で行っている事業と委託している事業の役割の明確化、(2)複数の団体に委託している場合、各団体の活動の標準化、あるいは活動の差別化、(3)委託後、委託の目的に適った運営が行われているかについてのモニタリングの必要性、という3点に集約することができだろう。(1)については、区が直轄で行っている事業に対して、直轄ならではの充実度を求めるにとどまらず、区が委託している事業の標準化に資する機能（たとえば、研修の実施、委託先の団体への助言、など）を期待する意見が多くあった。(2)は、複数の団体に活動を委託する場合、活動のどの部分を標準化し、どの部分を差別化するほうがよいのかを、豊かな区民生活への寄与と費用効率化の観点から、検討することを求めるものである。(3)は、委託する団体の適切・公正な選択に加えて、委託後も、実施されている事業の質が本来の委託の目的に適っているかを、定期的に確認する必要性を訴えるものである。このように、事業内容の「質」、「効果」が十分に精査されれば、行政と他の多様な主体との緩やかな結びつきによる「協創」が望ましい事業分野も、いっそう明確になることが期待できる。

第2は、効果的な事業周知のあり方についてである。多くの事業があだち広報やホームページなどの区の広報ツールを活用するだけでなく、独自のパンフレットやポスターを作成したり、SNSを活用したりして、広報に努力していた。分科会では、一定水準の事業周知が行われていることを確認したうえで、さらに効果的な事業周知を行うための工夫について、意見が出された。

たとえば、事業の対象者が一般区民である場合は、あだち広報、ホームページ、SNSを用いた周知が有効だと思われるが、対象者が特定の世帯、団体等である場合には、広く事業周知を行うよりは、対象者を漏れなくリストアップし、より直接的に働きかけるほうが有効であろう。このような理由から、対象者をしばった働きかけが不足していると判断された事業もあった。

また、サービス利用を検討する区民の目線に立ったとき、事業内容の説明がわかりにくい、と判断された事業もあった。利用時にかかる費用や、他の類似事業との相違点など、区民が知りたい情報を、簡潔・明確に伝える説明や資料提供が望まれる。

第3は、予算要求の精度の向上についてである。いくつかの事業で、当初

予算額と決算額との間に、大きな乖離が見られた。考えられる支出額の最大値を予算として設定していると思われる事業もあった。本来予算編成は、PDCAサイクルに則って行われることが望ましいと考えられる。Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)のサイクルのうち、区民評価はCheck(評価)に該当する。その前々段階でのPlan(計画)が綿密に行われていれば、それは予算要求にも反映されるはずである。評価に対応したAction(改善)は、次年度予算に反映されるべきであろう。このようなPDCAサイクルの繰り返しによって、非効率な予算の使用を防いでいくためにも、当初予算要求の精度を上げ、必要に応じて補正予算で修正することが望まれる。

これに関連して、事務事業の活動量・活動結果を測る指標の目標値設定が粗い事業もあった。目標値設定が丁寧に行われていなければ、実績値と乖離し、達成率の低下、変動を引き起こす。区民評価が有効に機能するためにも、丁寧な目標値設定が望まれる。

2 視点別評価結果

【視点別事業点検表 総括表】

番号	事業名	事業の 必要性	事業 手法の 妥当性	受 益 者 負担の 適切さ	事業の 周知度	補 助 金 等の 有効性	予 算 計上の 妥当性
1	災害備蓄の管理運営事業	A	B	－	B	－	B
2	直営児童施設運営事業	B	B－	－	B	－	B
3	地域団体活動支援事業	B	B－	－	B－	－	B－
4	産業振興ホールの利用促進事業	B	B－	B	B－	－	B－
5	幼児発達支援室運営事業	A	B	A	B＋	－	B
6	家族介護慰労事業	B	B	－	B	－	B－
7	育成医療事業	A	A	A	B＋	－	B＋
8	集団回収支援事業	B	B＋	－	B－	－	B＋
9	住宅施策推進事務	B＋	B＋	－	B	－	B
10	児童・生徒の褒賞事業	B	B	－	B	－	B
11	あだち子育て応援隊事業	B＋	B	B	B	－	B

(1) 事業の必要性

「災害備蓄の管理運営事業」は災害対策基本法、「幼児発達支援室運営事業」は児童福祉法、「育成医療事業」は障害者総合支援法と、国の法令で実施が義務づけられており、必要不可欠な事業と判断された。

「住宅施策推進事務」は分譲マンションの老朽化対策や適正管理に役立つセミナーの実施、アドバイザー派遣を行っている。区内で分譲マンションの建設が増えており、また今後、分譲マンションの老朽化が深刻な問題になっていくだろうと予想されることから、本事業は豊かな区民生活の実現のために必要であると評価された。「あだち子育て応援隊事業」は子どもの自宅から保育施設への送迎や一時的な預かり、産前産後の家事代行など、

多様なサービスを提供している。共働き世帯が増えている現状を鑑み、子育て支援となる本事業は、必要性が高い事業であると評価された。

「直営児童施設運営事業」は、直営児童館である足立区鹿浜いきいき館において様々な活動を実施し、乳幼児や児童・生徒に健全な遊びの場を提供しており、多世代交流も図っている。「地域団体活動支援事業」はスポーツ推進委員の協力を得てイベントを運営し、また、区民へのスポーツ参加の機会の提供を総合型地域クラブに委託している。「産業振興ホールの利用促進事業」は産業振興ホールの利用率向上のための働きかけを行う事業である。「家族介護慰労事業」は非課税世帯で、介護サービスを利用していない要介護4・5の世帯に対して慰労金を支給しており、介護をしている家族に配慮した事業である。「集団回収支援事業」は集団回収登録団体を通じて資源の再利用・再活用を推進し、リサイクル意識の啓発を行っている。「児童・生徒の褒賞事業」は学校の成績などの画一的な基準とは別に、多方面で優秀な成績を収めた児童・生徒を表彰しており、児童・生徒の自己肯定感を高めることにつながっている。これら6つの事業も豊かな区民生活に寄与しており、一定の必要性が認められた。

(2) 事業手法の妥当性

「育成医療事業」では、保健センターと各医療機関が連携して対象者を把握し、申請方法を伝え、医療費給付に確実に結びつける事業手法が、十分妥当であると高く評価された。

「集団回収支援事業」では、集団回収登録団体を支援するための報奨金をこれまでの6円/kgから7円/kgに増額したこと、「住宅施策推進事務」では、分譲マンション管理の実態調査やセミナーの実施、専門家の派遣などが、事業手法として妥当であると評価された。

事業手法を見直す必要があると判断されたのは以下の3事業である。「直営児童施設運営事業」は児童館としては良い活動を展開しているものの、基幹児童館としての役割を十分に果たしているとは言い難いと判断された。

「地域団体活動支援事業」は総合型地域クラブの間に活動状況にばらつきがあることが指摘された。「産業振興ホールの利用促進事業」については、区民利用枠の利便性が低い点が指摘された。

その他の事業については、事業手法は概ね妥当であると判断した。

(3) 受益者負担の適切さ

「幼児発達支援室運営事業」は事業内容によって、無料で利用できるサービスもあれば、受益者負担を求めるサービスもあるが、受益者負担を求める場合も費用の設定は十分に適切であると評価された。「育成医療事業」は国・都・区が公費により負担すべき事業であり、受益者負担は十分に適切であると判断された。

「産業振興ホールの利用促進事業」、「あだち子育て応援隊事業」の利用料金の設定も、概ね適切であると判断された。

その他の事業については、受益者が特定できない等、事業の性質から、受益者負担を求めるべき事業でないと判断した。

(4) 事業の周知度

「幼児発達支援室運営事業」、「育成医療事業」は広報や SNS などで大々的に周知を行っているわけではないが、保健センター、あるいは医療機関など、他の機関と連携して対象者に確実に周知を行っており、周知の効果が高いという点で、高めの評価となった。

「地域団体活動支援事業」は、総合型地域クラブ間でイベントの参加人数にばらつきが見られることから、たとえば地域包括支援センターから高齢者に、担任から児童・生徒に積極的に働きかけるなど、さらに周知度を高める工夫が必要であると判断された。同様に、「産業振興ホールの利用促進事業」は企業への、「集団回収支援事業」は新規マンションへの、直接的、積極的なアプローチをさらに強める必要があると判断された。

その他の事業については、一定の周知度は認められると判断した。

(5) 補助金等の有効性

全事業について、事業の性格上、補助金等を支給する事業ではないと判断した。

(6) 予算計上の妥当性

「育成医療事業」の予算の大部分は育成医療費として扶助費の費目に充てられており、その他の費目の予算計上も適切であり、予算は妥当であると言える。「集団回収支援事業」については、報奨金設定が適切であるという評価が、予算計上の妥当性の評価につながった。

「地域団体活動支援事業」は、委託先選定の際に、初めから委託料の上限 90 万円を候補者に提示することによって、90 万円が補助金の性質を持ってしまい、費用削減の努力を妨げる可能性があることが、低めの評価につながった。「産業振興ホールの利用促進事業」については、区民の利用件数にかかわらず使用料及び賃借料が毎年約 1 億円支出されていることから、賃借期間終了時には予算を見直す必要があるとの評価につながった。「家族介護慰労事業」は、家族介護慰労金支給件数の経年の低下傾向にもかかわらず、負担金補助及び交付金の実績と乖離して高く設定されていることが、低めの評価につながった。

その他の事業については、予算は概ね妥当であると判断した。

視点別事業点検表

事業名: 災害備蓄の管理運営事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	【必要不可欠である】 - 法令で実施が義務づけられている事業である。 - 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	B	【事業手法は概ね妥当である】 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 - 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 - 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見	災害への備えとして災害備蓄の維持管理は必要であり、災害備蓄の棚卸や、備品の点検・管理を定期的に行っている点は評価できる。区内60カ所にある第一次避難所備蓄倉庫、約120カ所に点在する第二次避難所各倉庫の備品の補充のために計上された予算も、概ね妥当である。 今後、棚卸だけでなく、災害備蓄の定期的な管理も外部に委託する予定と伺ったが、本来ならば、整備後の軽易な維持管理（整理整頓）は区が進める協創として、積極的に共助を進めるべきと考える。地域のNPOや町会に減災イベントと併せた形で委託または補助金を出して、地域の人達を中心に実施をする、業務フローやチェックリストによって管理の方法を標準化する、などの提案もなされた。協創を進めることは、緊急時のための訓練（自分のこととしてのイメージ作り）にもなるだろう。 もし外部委託を行うならば、プロポーザルに基づき委託先を選定するなど、適正な費用による委託をお願いしたい。また、定期的な管理が適切になされているかどうかについての確認をお願いしたい。	

視点別事業点検表

事業名: 直営児童施設運営事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	【事業手法を見直す必要がある】 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 - 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 - 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		区内唯一の直営児童館として、乳幼児や児童の健全な育成に貢献する様々なイベントを開催し、多世代と交流できる場を提供するなど、足立区鹿浜いきいき館そのものは良い事業を展開しているが、基幹児童館としての役割が不明確である。研修を開催し、個別で他の児童館の相談を受けているが、件数は少なく、現時点で基幹児童館としての役割を十分に果たしているとは言い難い。他の児童館のイベントの標準化のために積極的に働きかけるなど、基幹児童館としての機能をしっかり発揮してほしい。また、必ずしも直営である必要はなく、他の住区センターと同様に委託するほうが、運営コストを下げるができるのではないか、との意見もあった。 イクメン事業等ユニークなイベントも開催しているので、SNSなどを通して、さらに周知を徹底して行い、平成30年度に減少している利用者の増加に努めてほしい。利用者減には近隣の児童数が減少したことが影響しているので、今後の目標値設定、需用費に関する予算要求に、できるだけ正確な利用者数予測を織り込むことを希望する。

視点別事業点検表

事業名: 地域団体活動支援事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	【事業手法を見直す必要がある】 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	-	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B-	【周知度を高める必要がある】 - 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 - 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B-	【予算を見直す必要がある】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		スポーツ推進委員の尽力によって障がい者スポーツフェスティバルやその他スポーツイベントの運営が成り立っており、また、総合型地域クラブは多種多様なスポーツや、英会話、民謡などを学ぶ機会も提供しており、事業手法は概ね妥当であると言える。 一方で、本事業は委託事業であるが、総合型地域クラブからの企画書に基づき支出を決定しており、補助金との線引きが曖昧である。本来委託事業ならば、区が委託したい活動内容をもっと具体的に指定するべきなのではないか。また、委託料の上限(90万円)をはじめに提示しているということだが、活動内容に見合った費用計上をしなければならない、という意識が薄れるのではないかと懸念される。クラブによって参加人数にかなりのばらつきがあり、委託料がどのように使用されているのかを監査する必要があるように感じる。 先述の通り、区がそれぞれの総合型地域クラブに一定の委託料をおさめているにもかかわらず、クラブ間でイベントの参加人数にかなりのばらつきがあり、一定の人のみ事業の恩恵を受けているように見受けられるので、周知を徹底することを希望する。特に参加して欲しい児童には担任から、高齢者には包括支援センターから、直接資料を配布するなど、より積極的なアプローチをしてみてもどうか、という提案もなされた。未設置地域については、スポーツ推進委員等の協力を得るなど、設置に向けて働きかけを行うべきである。 また、元気高齢者に対して行っている他事業で、活動内容が類似しているものがあるので、事業を統合することで、管理コストを効率化できる可能性がある。

視点別事業点検表

事業名: 産業振興ホールの利用促進事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B-	【事業手法を見直す必要がある】 委託範囲や外部化等の再検討を行い、事業手法を相当程度見直すことで、サービス水準や効率性を更に高める可能性が大きい。
受益者負担の適切さ	B	【受益者負担は概ね適切である】 社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
事業の周知度	B-	【周知度を高める必要がある】 - 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 - 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B-	【予算を見直す必要がある】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見		区民利用枠の利用率が昨年より増加したものの、庁内での利用増加が寄与しており、区民利用が増加しているわけではなく、区民生活への必要性をあまり感じない事業である。事業者に要望等を出されているようであるが、区民のニーズが高いパーティー会場としての使い勝手がよくなるように、東京芸術センター内の飲食店以外からのケータリングも利用できるよう働きかけるなど、ホールや会議室の利用制限を緩和するための努力を進めてほしい。交渉は区の職員のみならず、引き続き弁護士など専門職に任せるほうがよいのではないか、という意見もあった。 一般区民に対してはあだち広報やホームページ、SNSで周知し、各区内企業にもホームページやメールマガジンでの周知をしているとあるが、直接企業に働きかけるなどの動きはなく、周知が不十分であると言える。産業振興にも繋がるように、ホールを利用してくれる可能性のある事業者への直接的なアプローチを希望する。 区民利用枠については、総合商事(株)とのパートナーシップ協定により、区民の利用件数にかかわらず、使用料及び賃借料が毎年1億円支出されている。賃借期間終了時には、継続か廃止かについて検討する必要があると考える。

視点別事業点検表

事業名: 幼児発達支援室運営事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	【必要不可欠である】 - 法令で実施が義務づけられている事業である。 - 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	B	【事業手法は概ね妥当である】 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	A	【受益者負担は十分適切である】 - 公費により全額区が負担すべきものである。 - 適切な受益者負担(利用料徴収等)を導入している。
事業の周知度	B+	【周知度は高い】 - 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 - 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見	発達支援児への支援を他の機関と連携して行っており、区民生活においても重要な事業であると言える。集団通所指導、親子グループ、外来指導など、幼児それぞれの特性に合わせて専門の指導員がきめ細やかな支援を行っている点で、事業手法は妥当である。毎年増え続ける発達支援のニーズに応え、一人ひとりに合わせた支援を行うために人員が増えているが、予算も妥当であろう。 ただ、既に民間事業者が参入している事業でもあることを考えると、区は質の担保を基幹として行い(事業指定を取る際の最低基準が守られているか等の指導)、民間にも任せることで、多面性のある療育ができる可能性もある。このような観点から、「第二ひよこ」は完全に民間委託にすることを期待する、という意見もあった。 保健センターやその他教育機関と連携し、発達支援が必要な幼児を見つけてあげている点で、周知は十分であると言える。今後も対象者への周知は、産後健診などを通じて漏れのないように、特に保護者側の認識が低いケースについては、申請を促す指導を行う等、いっそう慎重に進めていただきたい。 なお、現行の通所バスコースは、乗車時間が最長で1時間半になっている。幼児の負担を考えると、コースの変更・工夫を検討していただきたい。	

視点別事業点検表

事業名: 家族介護慰労事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B	【事業手法は概ね妥当である】 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 - 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 - 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B-	【予算を見直す必要がある】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上額もより一層の工夫を検討する必要がある。
分科会意見	非課税世帯で、介護サービスを利用していない要介護4・5の世帯に対して、慰労金を支給すること自体は、介護をしている家族に配慮した事業であると言えるが、利用実績は年々減少している。「今後の方針」として「改善・変更」としているが、本事業を拡充するよりも、介護サービス利用に積極的に誘導するほうがよい、という意見が多く出た。一方で、現在の要件に該当する家族は少なく、居宅介護支援の面からも、事業目的・趣旨を踏まえた実施要綱の改正を希望する、という意見もあった。 介護サービスを利用しない理由が経済的な問題（介護サービス利用料の自己負担が難しい）である場合が考えられる。ヒアリングを丁寧に行い、不適切なケアなど、気になるケースであれば、地域包括支援センターにしっかりとつなげることを期待する。 平成30年度より、支給の対象になり得るすべての世帯の抽出を行い、個別に申請の勧奨を行っており、必要とされる世帯への周知は十分にされていると感じる。予算計上については、利用者数の実態をより反映した、適切な予算要求に努力するべきであると思われる。	

視点別事業点検表

事業名: 育成医療事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	A	【必要不可欠である】 - 法令で実施が義務づけられている事業である。 - 法令による義務づけは無いが、区民等の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。
事業手法の妥当性	A	【事業手法は十分妥当である】 - 法令等の規定により区が直接実施しなければならないため、検討する余地はない。 - 区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は十分妥当である。
受益者負担の適切さ	A	【受益者負担は十分適切である】 - 公費により全額区が負担すべきものである。 - 適切な受益者負担(利用料徴収等)を導入している。
事業の周知度	B+	【周知度は高い】 - 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ)の活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、効果的な広報活動をしている。 - 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を行っている。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B+	【予算は妥当である】 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえ、十分に考慮され尽くされた事業の組み立てがされているとまでは言えないが、妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		特定の障がいがあったり、放置すると将来障がいを残すと認められた特定世帯の18歳未満の児童に対して医療費を給付する事業で、15歳年度末までの児童は乳幼児・子ども医療費助成制度によって医療費が無償であるのに対し、15歳年度末を過ぎた児童は医療費を負担しなければならないため、必要な事業であると言える。障害者総合支援法の理念に沿って、今後も事業の適切な運営をお願いしたい。 広報やSNSなどで大々的に周知を行っているわけではないが、区が発行している子育てガイドブックや障がい者のしおりなどによって事業を周知するとともに、医療機関が対象となり得る世帯に説明をきちんと行っているため、必要とする対象者への周知度は高いと言える。保健センターと各医療機関が連携し、この事業の対象者に対して説明および申請方法を伝えるという事業手法も妥当である。事業の対象者に対して周知の漏れのないよう、また、申請がスムーズにできるように、今後も尽力されるようお願いしたい。 予算計上の妥当性については、予算と決算の間に乖離がある。生活保護受給者の申請があった場合に最大いくらか必要となるかを考慮して当初予算が編成されているようだが、補正予算を組む機会もあるので、より正確な予測に基づく当初予算編成をお願いしたい。

視点別事業点検表

事業名: 集団回収支援事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B+	【事業手法は妥当である】 区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
受益者負担の適切さ	-	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B-	【周知度を高める必要がある】 - 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 - 定例的な広報活動のみ行っており、あらゆる広報ツールを活用した創意工夫により、効果をもっと高める広報活動が必要である。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B+	【予算は妥当である】 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえ、十分に考慮され尽くされた事業の組み立てがされているとまでは言えないが、妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		新聞の発行部数の減少とともに実績は低下しているものの、区内の資源の再利用・再活用を推進するとともに、リサイクル意識の啓発のためにも、必要な事業であると言える。集団回収により、リサイクルや環境に関する意識が高くなるだけでなく、コミュニティ内の結びつきが強まる、という良い効果も期待できる。集団回収登録団体を支援するため、報奨金をこれまでの6円/kgから7円/kgに増額したが、事業手法として妥当であると思われる。 ホームページやあだち広報での周知は行っているが、さらなる周知のために、新規のマンションへの働きかけや他の団体への説明を徹底してほしい。循環型社会やリサイクルに対する意識をさらに向上させるためのもう一工夫も望まれる。回収されてから分別やリサイクルされる過程をわかりやすく説明した映像資料を作成する、などの案も出た。 本事業によって、報奨金支出を相殺できるような資源ごみ処理費用の節約がある、など、区財政上の利点もあるとさらに望ましい。

視点別事業点検表

事業名: 住宅施策推進事務

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	【必要性が高い】 ・「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B+	【事業手法は妥当である】 ・区が直接実施しなければならない法令等の規定は無いが、区民等との協働や外部委託等を行っており、その手法や委託範囲等は妥当である。
受益者負担の適切さ	—	・受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 ・一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	—	・事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 ・区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		今後さらに深刻化するであろうマンションの老朽化対策や、分譲マンションの管理の実態調査は、区民生活にとって必要性の高い事業であると言える。また、空き家利活用、マンション管理組合の適正管理は、生活環境の整備の観点からも、今後ますます重要性が高まると思われる。分譲マンション管理アドバイザー派遣は1管理組合につき無料で年3回まで行うことが可能であり、区民のニーズに据えていると言える。 広報によって、あるいは新しくできたマンションの管理組合に向けて、この事業の周知を行っているが、区民のニーズに据えられる事業であること(たとえば、マンション住民内の合意形成へのアドバイスをを行っている、など)をより効果的に区民に伝えるための、さらなる工夫、踏み込んだ周知を期待する。特に、どんなリスクの解決ができるのかなど、事業について具体的で十分な説明があると、マンション管理組合などの対象者が相談しやすくなるのではないか、と思われる。 人件費が事業費よりもかかっているが、分譲マンションセミナーの開催や各マンションへのDM(ダイレクトメール)の作成に支出されており、予算は概ね妥当であると言える。

視点別事業点検表

事業名: 児童・生徒の褒賞事業

点検項目	全体 評価	基 準
事業の必要性	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
事業手法の妥当性	B	【事業手法は概ね妥当である】 更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	-	受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 - 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 - 事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	-	事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見		区立校の児童生徒に対して、学校の成績などの画一的な基準とは異なる側面について表彰を行っており、自己肯定感を高めるために必要な事業と言えるが、褒賞を受けている分野に偏りが見られる。たとえば、「各種競技会において優秀な成績を収め表彰されたもの」と比較すれば、「各教科、領域において優秀な研究、活動が認められたもの」や「各種文化行事において優秀な活動が認められ表彰されたもの」の受賞者は少ない。スポーツの中でも空手の受賞者が多い。また、受賞者一覧を見ると、下校後道場、塾、教室などに通っていないと受賞が難しい分野も多い。多様な能力を持つ児童生徒、多用な分野で活躍した児童生徒が偏りなく表彰されるよう、また同時に褒賞事業の質を上げるためにも、スポーツ以外の領域の受賞者の枠を広げ、推薦の基準を厳格に運用することを望む。 区内にある小中学校に向けて本事業の周知を行い、さらに今後は保護者に向けて周知していくということから、周知は十分行われていると言える。一方、予算計上の妥当性については、褒賞で渡すトロフィーやメダル単価が高いように思われる。もう少し単価の低いもの（賞状など）で代替するなど、検討を希望する。各学校に児童生徒の推薦を依頼しているが、学校職員の負担が大きいと感じる。負担軽減のための効率化を図ることを検討してほしい。

視点別事業点検表

事業名: あだち子育て応援隊事業

点検項目	全体評価	基準
事業の必要性	B+	【必要性が高い】 ・「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
事業手法の妥当性	B	【事業手法は概ね妥当である】 ・更なる工夫によりサービス水準や効率性が高められる可能性があるが、現在の事業手法は概ね妥当である。
受益者負担の適切さ	B	【受益者負担は概ね適切である】 ・社会情勢や他自治体の状況等によって、その額や対象等を再検討する余地があるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
事業の周知度	B	【一定の周知度は認められる】 ・一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動は行っている。 ・事業の目的、効果、課題等も含めた、広報活動を検討する余地があるが、一定程度の広報活動は行っている。
補助金等の有効性	—	・事業の性格上、補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	B	【予算は概ね妥当である】 ・区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算を計上している。
分科会意見	保育施設の整備が進み、昨年の「子ども預かり・送迎支援事業」の実績が大きく下がったものの、共働き世帯が増え、自宅から保育施設への送迎や一時預かり、産前産後の家事代行など、多様なサービスを提供する本事業は、子育て世帯にとっては必要性が高いものであると言える。 しかしながら、「子ども預かり・送迎支援事業」、「あだちファミリー・サポート・センター事業」について、社協とNPOという異なる団体が内容の似ているサービスを提供しているが、2つの事業には相違点がある。たとえば、費用負担で言えば社協の利用には年間登録料は必要ないが、NPOの利用には年間登録料が必要である。また、手続きで言えば社協は説明会への参加が必要であるが、NPOは自宅訪問にて手続きが行われる等、利用する区民には複雑でわかりにくい。特に区民の利便性の観点から、利用者に2つの事業の違いをわかりやすく説明するよう工夫する、などの改善が望まれる。社協とNPOの事業を分けて設定する、どちらかに全てを任せる、あるいは事業の一本化をする、という意見もあった。 また、「産前・産後家事支援事業」は産前産後期の母体（メンタル含め）に対する配慮を十分に行っていただきたい。 事業の周知度に関しては、区の広報ツールを通して、また母子手帳が発行される時などに、本事業の周知を行っているので、必要な世帯には周知されていると言えるが、さらに踏み込んだ周知を希望する。 予算計上の妥当性については、予算に計上されている利用件数等が、実態と乖離する傾向がある。より正確な予想に基づく予算計上を行うほうがよい。指標の目標値設定も、粗いように感じる。また、「産前・産後家事支援事業」については、現在指標が設定されておらず、他の2事業と同様に指標を設定するほうがよい。	